

# 群馬県公共施設等総合管理計画

平成28年3月  
(令和元年11月改定)  
(令和4年3月改定)  
(令和6年3月改定)

群 馬 県



# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画策定の目的

1	策定の目的	1
2	位置付け	1
3	計画期間	1
4	対象施設の範囲	1

### 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1	公共施設等の状況	3
2	人口の推移・推計	15
3	財政に係る状況	16
4	中長期的な費用の見込み	17
5	公共施設等に関する課題	18

### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	基本的な考え方	19
2	取組の推進方向	20
3	取組方針	21
4	計画の推進体制・方策	26
5	計画期間における管理目標	28

### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1	公共建築物（建物系施設）	
(1)	庁舎等	30
(2)	県営住宅	31
(3)	県立学校	32
(4)	警察施設	33
2	インフラ施設（土木系施設）	
(1)	道路	34
(2)	河川	35
(3)	砂防関係施設	36
(4)	都市公園	37
(5)	下水道	38
(6)	治山施設	39
(7)	土地改良施設	40
(8)	交通安全施設	41
3	インフラ施設（公営企業施設）	
(1)	電気事業施設	42
(2)	工業用水道事業施設	43
(3)	水道事業施設	44
(4)	施設管理事業施設	45
(5)	病院事業施設	46

## はじめに

本県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に整備された公共施設等の老朽化が進行しており、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが見込まれています。

その一方で、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化を背景に、財政状況は厳しさを増しており、公共施設等の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

本県では、公共施設等の老朽化対策として、庁舎や学校等の公共建築物については、「ファシリティマネジメント」の考え方を取り入れ、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針」を策定し、県有財産（建築物・土地）の量、質、コストの最適化に向けた取組を進めています。また、道路や河川等の主要なインフラ施設については、分野別・類型別の長寿命化計画を策定し、施設特性に応じた効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。

このような中、国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、当該基本計画により、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方針が示され、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。また、平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」においては、「老朽化対策」が設定されたほか、災害時の公共施設等に係る被害の最小化が理念の一つとされ、耐震化の促進など、適切な維持管理・更新等を推進することとなりました。

本県では、公共施設等の老朽化対策の一層の推進を図るため、こうした国の動きと歩調を合わせて、これまでの取組や既存計画等との整合に留意しながら、全庁的・長期的な視点に立って、機能集約や長寿命化、利活用促進等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることとします。

なお、本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び平成26年4月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」とします。

## 第1章 計画策定の目的

### 1 策定の目的

本計画は、公共施設等の状態や中長期的な維持管理・更新等に係る費用など、老朽化対策等の推進に必要な情報を蓄積・充実させながら、機能集約や長寿命化、利活用促進等の取組を総合的に進めることで将来負担の軽減を図るとともに、県民生活や経済活動の安全・安心を確保し、必要なサービスや機能を持続的に提供することを目的とします。

### 2 位置付け

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進にする関係省庁連絡会議）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、「群馬県行政改革大綱」で定める資産の適正管理と有効活用等の取組を推進するための全庁的な方針として策定します。

なお、本県では、建築物・土地を対象に、県有財産の有効活用に関する基本的な考え方を示した「群馬県県有財産活用基本方針」（平成25年3月策定）を策定しています。本計画は、同方針に示す基本的な考え方や方向性を継承するとともに、インフラ施設も含めて、「群馬県公共施設等総合管理計画」として改めて取りまとめたものです。

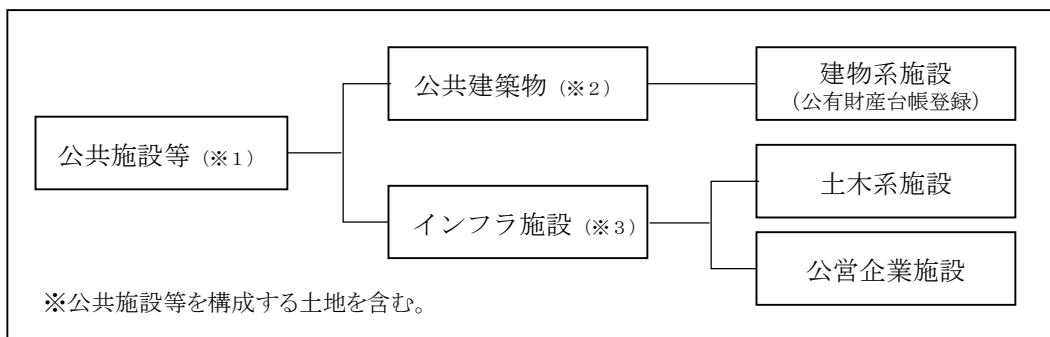
### 3 計画期間

本計画の対象となる期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じた見直しや本計画に基づく取組の細目の策定は、随時行うこととします。

### 4 対象施設の範囲

本計画の対象とする施設は、本県が所有又は管理する全ての公共施設等とし、「公共建築物（建築系施設）」と「インフラ施設（土木系施設、公営企業施設）」に区分します。



(※1) 「公共施設等」とは、公共施設、公用施設等の建築物その他の工作物等をいう。具体的には、公共建築物（ハコモノ）の他、道路・河川等の土木構造物、公営企業の施設等も含むものと本計画では定義する。

(※2) 本計画における「公共建築物」とは、公有財産台帳に登録された庁舎や学校等の建築物等を有する建物系施設とする。

(※3) 本計画における「インフラ施設」とは、道路や河川等の土木系施設、電気事業や水道事業、病院事業等の公営企業会計に係る施設とし、県民の生命・財産を守り社会生活や経済活動を支える基盤を形成する施設等とする。

【対象施設の類型】

施設区分		施設類型	主な施設
公共建築物	建物系施設	庁舎等	庁舎系施設、県民利用施設、職員公舎 等
		県営住宅	県営住宅
		県立学校	高等学校、特別支援学校 等
		警察施設	警察庁舎、交番・駐在所 等
インフラ施設	土木系施設	道路	舗装、橋梁、トンネル 等
		河川	排水機場、堤防、ダム 等
		砂防関係施設	砂防堰堤、床固工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 等
		都市公園（※4）	都市公園
		下水道（※4）	処理場、ポンプ場、管渠 等
		林道	舗装（県有林内）
		治山施設	治山ダム、地すべり防止施設 等
		土地改良施設（※5）	農業用ダム・ため池、調整池、頭首工、用排水機場、水路、農道、地すべり防止施設 等
		交通安全施設	信号機、信号柱、車両灯器、歩行者灯器 等
	公営企業施設	電気事業施設	発電所 等
		工業用水道事業施設	浄水場、管路 等
		水道事業施設	浄水場、管路 等
		施設管理事業施設	ゴルフ場、格納庫、賃貸ビル、駐車場
団地造成事業・その他施設		事務所、職員公舎 等	
病院事業施設		県立病院 等	

（※4）施設類型「都市公園」及び「下水道」の建築物は、公有財産台帳に登録された財産であるが、土木施設全体の枠組みで対策を検討していることから「インフラ施設」に分類する。

（※5）施設類型「土地改良施設」については、多くの施設が土地改良区等により管理されているが、本県が補修・更新等に係る一定の財政負担を負うことが見込まれるため、対象施設の範囲に含める。

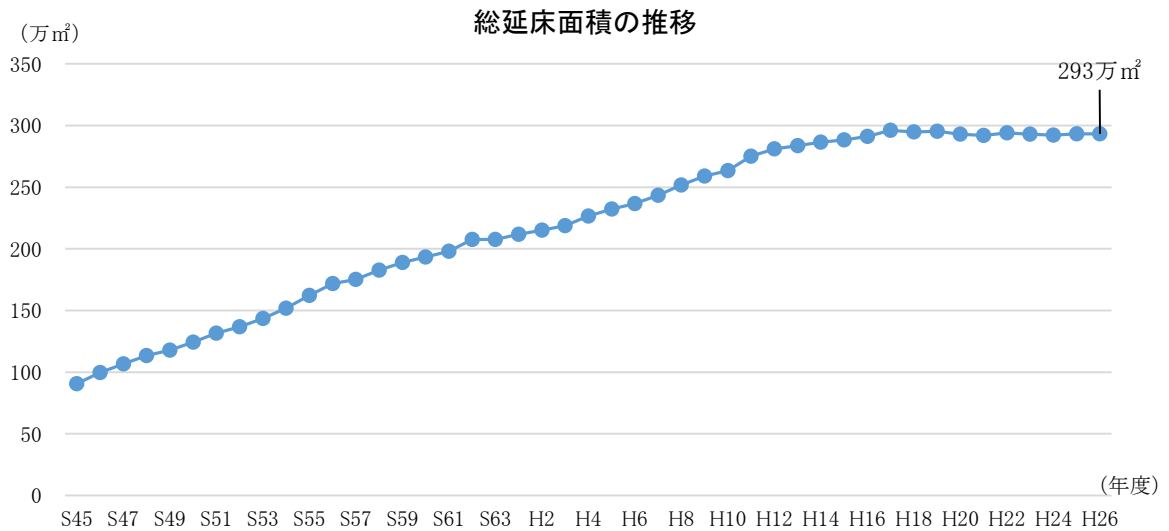
## 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

### 1 公共施設等の状況

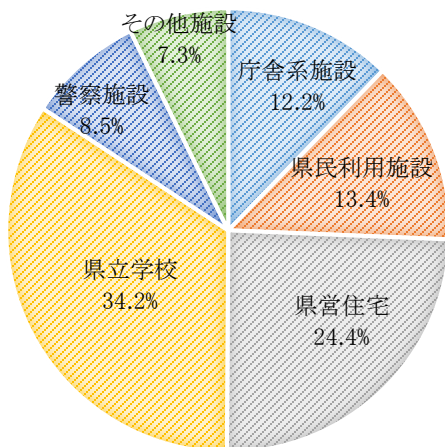
#### (1) 公共建築物の状況

##### ア) 公共建築物の保有状況

本県では、人口増加やそれに伴う行政需要の増大に合わせて、県有施設の整備等を進めてきた結果、平成26年度末時点で総延床面積は約293万㎡という膨大なストックを保有しています。延床面積の構成比をみると、県立学校（高等学校等）が34%、県営住宅が24%、県民利用施設が13%、庁舎系施設が12%などとなっています。



総延床面積の構成比（平成26年度末時点）

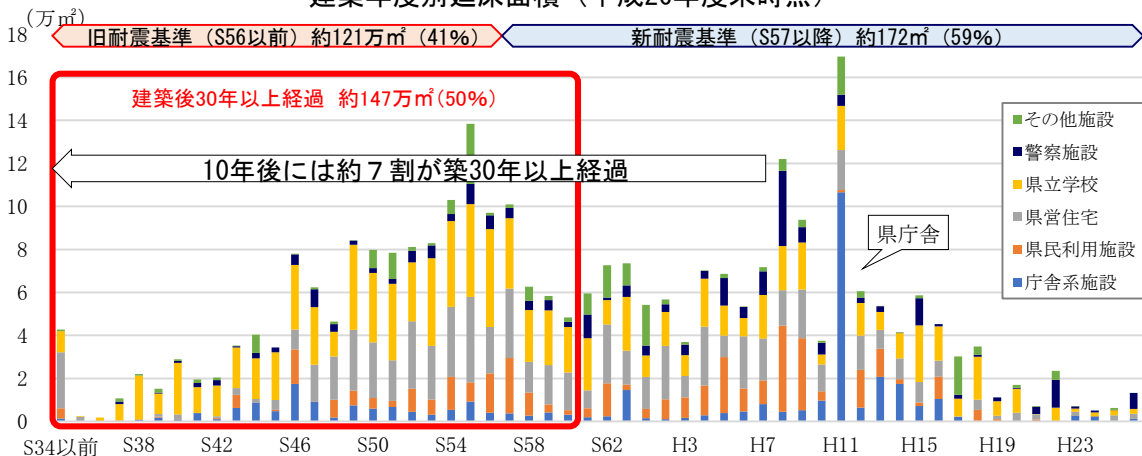


施設類型		延床面積	構成比
庁舎等	庁舎系施設	359,121.03㎡	12.2%
	県民利用施設	393,352.02㎡	13.4%
県営住宅		716,906.29㎡	24.4%
県立学校		1,001,960.81㎡	34.2%
警察施設		248,394.69㎡	8.5%
その他施設		213,280.01㎡	7.3%
合計		2,933,012.85㎡	100.0%

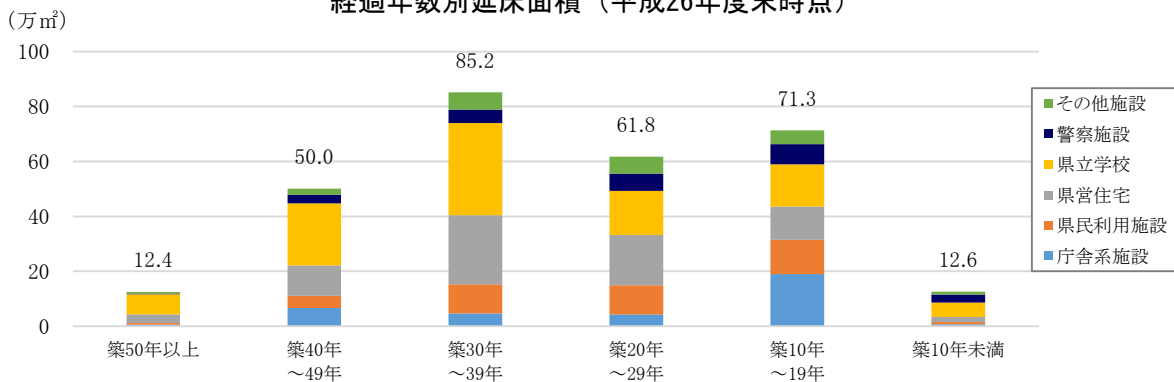
イ) 老朽化の状況

県有施設の建築年度をみると、昭和40年代後半から50年代及び平成初期に多くの建築物が整備されています。一般的に大規模な改修が必要とされる築30年以上を経過している建築物は全体の50%となっており、特に県営住宅や県立学校の老朽化が進行しています。さらに現状の建物数・規模をそのまま維持することを前提にすると、10年後には、築30年以上の建築物が71%にまで増加すると見込まれることから、今後は大規模改修や更新時期が集中することが予想されます。

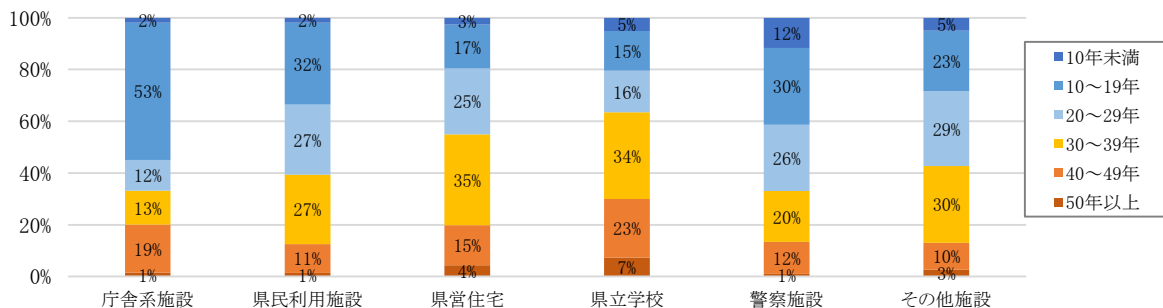
建築年度別延床面積（平成26年度末時点）



経過年数別延床面積（平成26年度末時点）



施設類型別経過年数の比較【延床面積の割合】（平成26年度末時点）



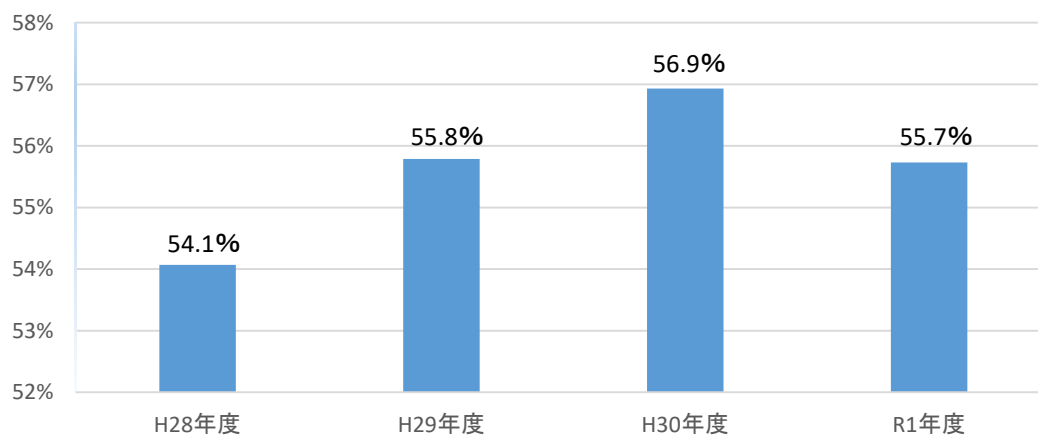


また、群馬県における有形固定資産減価償却率は以下のとおりです。

有形固定資産減価償却率は有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物・工作物）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標です。この比率が高いほど、使用期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。

長寿命化工事による使用期間の延長などの効果がこの比率に反映されないため、施設等の老朽度合いや危険度などを直接的に示すものではありませんが、使用期間が耐用年数に迫る施設等もあることから、計画的な施設等の老朽化対策、集約化などに取り組んでいく必要があります。

H28～R1年度の有形固定資産減価償却率の推移



ウ) 耐震化の状況

県有施設は多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、耐震性を確保する必要があります。

本県では建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年1月に「群馬県耐震改修促進計画」を策定し、平成18年度から平成27年度までを計画期間として住宅や不特定多数が利用する公共用の施設（特定建築物※6）及び対象建築物等）を中心に、耐震化（新耐震基準と同等以上の耐震性能の確保）の促進に取り組んでいます※7）。県有施設の耐震化状況については、平成25年度末現在で83.4%となっています。

【県有施設の耐震化状況】

(平成25年度末時点)

大分類	小分類	棟数	耐震性有				耐震性無	耐震化率 (%)
			新耐震	診断済（旧耐震）		合計	未実施 未補強	
				結果良好	補強済			
I. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策拠点機能関係	105	60	15	11	86	19	81.9
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	23	18	1	1	20	3	87.0
	3 避難収容施設関係	235	134	26	65	225	10	95.7
	4 警察関係	90	64	2	5	71	19	78.9
	5 ライフライン関係	97	71	12	4	87	10	89.7
II. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	6 要援護者施設	167	104	39	13	156	11	93.4
	7 多数の県民が集まる施設	68	49	5	5	59	9	86.8
	8 比較的滞在時間の長い施設	1,415	762	327	92	1,181	234	83.5
	8-1 県営住宅	539	287	245	7	539	0	100.0
8-2 県営住宅以外	876	475	82	85	642	234	73.3	
III. その他	9 その他の施設	172	81	10	2	93	79	54.1
合計		2,372	1,343	437	198	1,978	394	83.4

（※6）「特定建築物」とは、不特定多数利用施設や避難施設等で一定規模以上のもので積極的に耐震化を図るべき建築物をいう。

（※7） 県立学校については、「県立学校耐震改修計画」（計画期間：平成19年度から平成27年度）に基づき耐震化を進めている。

## (2) インフラ施設の状況

## ア) 土木系施設の状況

本県が管理する道路、河川、都市公園等の土木系施設は、道路の舗装延長3,246km、橋梁2,738橋、河川の流路延長2,712km、都市公園5施設・面積127.8haなど、膨大かつ多種多様なストックで構成されています。また、土地改良施設では、本県の管理ではないものの、補修・更新等による一定の財政負担が見込まれる施設もあります。

## 【土木系施設の状況】

施設類型	施設数量等	備考
道 路	舗装（県管理）288路線／総延長3,246km 橋梁（県管理）2,738橋 トンネル 64本、横断歩道橋 118橋、道路照明 7,005基ほか県管理の道路施設等	H27.4.1 H27.3.31 H27.4.1
河 川	河川（県管理）3水系、6湖沼、428河川、流路延長 2,712km ダム 7施設、排水機場 7施設、堰 8施設、水門・樋門・樋管 10施設 浄化施設 2施設、除塵機 1施設、堤防 413km	H27.3.31
砂防関係施設	砂防堰堤、床固工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等 （※数量については精査中）	H27.3.31
都市公園	5施設／127.8ha	H27.3.31
下 水 道	管渠 244km、処理場 6施設、ポンプ場 9施設	H27.3.31
林 道	舗装（県有林内）5路線／総延長11km／39,522㎡	H27.3.31
治山施設	治山ダム 17,411基、地すべり防止施設（集水井）118基等	H27.3.31
土地改良施設	農業用ダム・ため池 505箇所、調整池 80施設、頭首工 33施設 用排水機場 21施設、水路 203施設／約508km、農道 7路線／75km 地すべり防止施設（集水井）10基	H27.3.31
交通安全施設	信号機 4,078基、信号柱 19,855本、車両灯器 25,029灯 歩行者灯器 20,339灯等	H27.3.31

## イ) 公営企業施設の状況

公営企業は、電気や水の供給、医療の提供など県民の生活や地域の発展に不可欠な事業を行っています。公営企業が管理する主な施設は、発電所等の電気事業施設が38施設、浄水場等の水道事業施設が8施設、県立病院等の病院事業施設が8施設となっています。

## 【公営企業施設の状況】

施設類型	施設数量等	備考
電気事業施設	発電所 36施設、事務所 2施設	H27.3.31
工業用水道事業施設	浄水場 2施設、管路	
水道事業施設	浄水場 4施設、水質検査センター 1施設、発電設備 3施設、管路	
施設管理事業施設	ゴルフ場 5施設、格納庫 1施設、賃貸ビル 1施設、駐車場 1施設	
団地造成事業・その他施設	事務所 2施設、職員公舎等 5施設	
病院事業施設	県立病院 4施設、宿舎等 4施設	H27.3.31

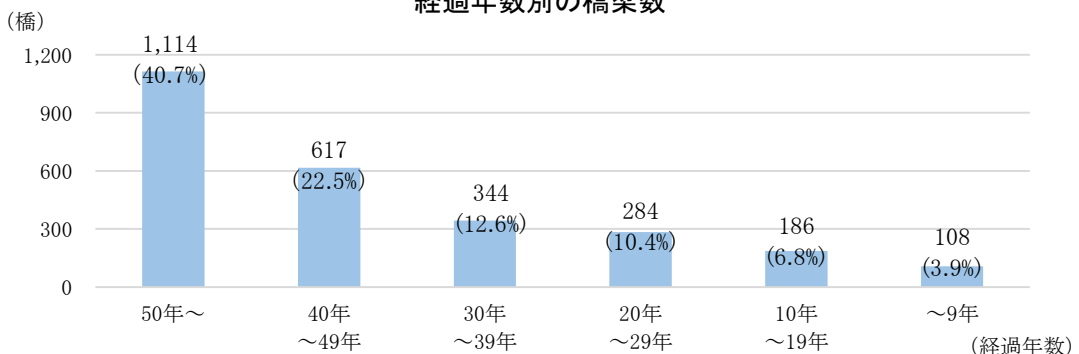
ウ) 土木系施設の老朽化の状況

土木系施設については、高度経済成長期以降に建設された多くの施設がこれから更新時期を迎えます。橋梁については、2,738橋のうち建設後50年以上を経過した施設が、全体の41%となっており、10年後には63%に増加することが見込まれます。

【主な土木系施設の状況（建設年度別・経過年数別）】

類型	主な施設	数量	建設年度別・経過年数別の分類						
			～S39	S40～S49	S50～S59	S60～H6	H7～H16	H17～H26	不明
			50年以上	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	10年未満	
道 路	橋梁	2,738橋	1,114 40.7%	617 22.5%	344 12.6%	284 10.4%	186 6.8%	108 3.9%	85 3.1%
	トンネル	64本	8 12.5%	9 14.1%	13 20.3%	15 23.4%	13 20.3%	6 9.4%	-
	横断歩道橋	118橋	0 0.0%	65 55.1%	28 23.7%	6 5.1%	9 7.6%	10 8.5%	-
	道路照明	7,005基	1 0.0%	182 2.6%	591 8.4%	1,797 25.7%	2,899 41.4%	1,535 21.9%	-
河 川	排水機場	7施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%	-
	水門・堰	21施設	2 9.5%	1 4.8%	6 28.6%	5 23.8%	7 33.3%	0 0.0%	-
	ダム	7施設	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	-
砂 防 係	砂防堰堤	1,086基	277 25.5%	201 18.5%	179 16.5%	118 10.9%	112 10.3%	83 7.6%	116 10.7%
	地すべり防止施設	68箇所	1 1.5%	2 2.9%	13 19.1%	12 17.6%	23 33.8%	17 25.0%	-
	急傾斜地崩壊防止施設	612箇所	0 0.0%	4 0.7%	82 13.4%	135 22.1%	164 26.8%	53 8.7%	174 28.4%
都 市 公 園	建築物	19施設	0 0.0%	1 5.3%	3 15.8%	7 36.8%	5 26.3%	3 15.8%	-
	遊具	10施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 60.0%	2 20.0%	2 20.0%	-
下 水 道	管渠	244km	0 0.0%	0 0.0%	40.6 16.6%	97.5 40.0%	83.4 34.2%	22.5 9.2%	-
	処理場	6処理場	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	2 33.3%	-
土 地 改 良	地すべり防止施設 (集水井)	10基	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	8 80.0%	-
交 通 安 全	信号機	4,078基	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	661 16.2%	1,889 46.3%	1,528 37.5%	-
	信号柱	19,855本	0 0.0%	832 4.2%	3,984 20.1%	3,321 16.7%	5,909 29.8%	5,809 29.3%	-

経過年数別の橋梁数

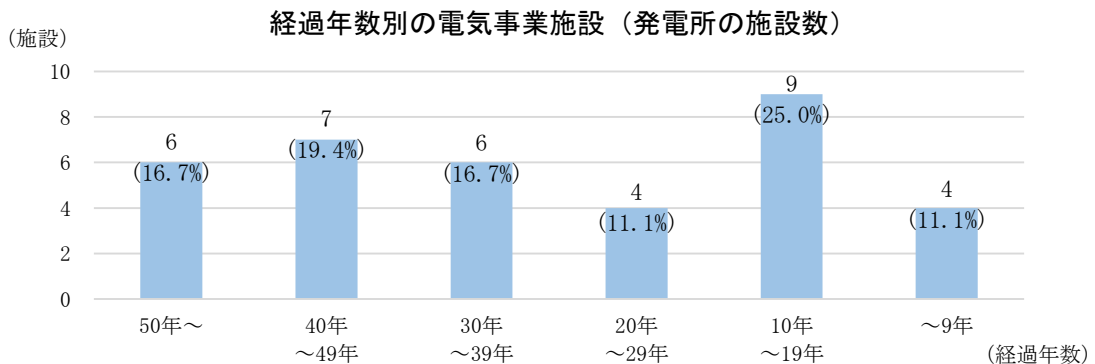


エ) 公営企業施設の老朽化の状況

公営企業は、料金収入により独立採算の原則のもとで経営を行っており、各事業が管理する施設の維持管理・更新等については、それぞれの経営状況等を踏まえ、計画的な投資を行っています。建設後50年を経過した発電所など高度経済成長期以降に設置された施設については、更新時期を迎えつつあります。

【主な公営企業施設の状況（建設年度別・経過年数別）】

類型	主な施設	数量	建設年度別・経過年数別の分類						不明
			～S39	S40～S49	S50～S59	S60～H6	H7～H16	H17～H26	
			50年以上	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	10年未満	
電気事業施設	発電所	36施設	6 16.7%	7 19.4%	6 16.7%	4 11.1%	9 25.0%	4 11.1%	-
	事務所	2施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	-
工業用水道事業施設	浄水場	2施設	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	-
			0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	-
水道事業施設	浄水場等	5施設	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	-
	発電設備	3施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	-
施設管理事業施設	ゴルフ場 (クラブハウス)	5施設	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	-
	格納庫等	3施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	-
団地造成事業 ・その他施設	事務所	2施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	-
	職員公舎等	5施設	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	-
病院事業施設	県立病院	27棟 (98,755㎡)	0 0.0%	0 0.0%	11,760 11.9%	27,100 27.4%	16,061 16.3%	43,834 44.4%	-
	宿舎等	16棟 (6,392㎡)	0 0.0%	89 1.4%	1,659 25.9%	744 11.6%	3,879 60.7%	21 0.3%	-

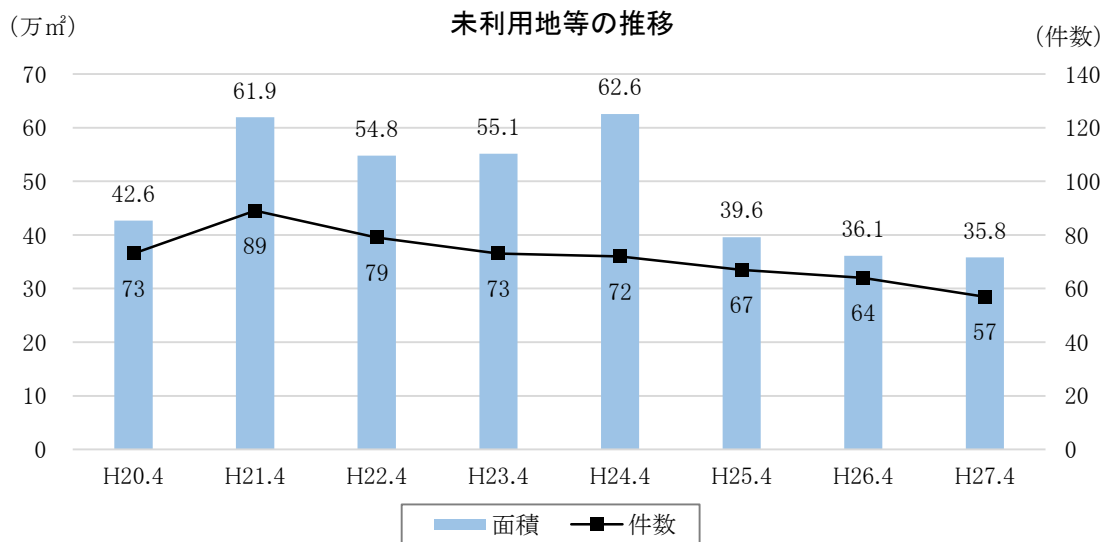


(3) 未利用資産の状況

本県が所有する土地のうち、具体的な利用計画のない未利用地・低利用地（以下「未利用地等」という。）は減少傾向にあり、平成27年4月1日時点で約36万㎡となっています。

未利用地等については、単に所有するだけでも除草や不法投棄対応など周辺環境保全のための管理経費が発生するため、本県ではこれまで、売却を含めた有効活用を検討し、未利用地等の縮減に取り組んできました。

しかしながら、土地の形状や規模、法規制等の理由により、早期の売却が困難な未利用地等も少なくない状況となっています。



(4) これまでの取組

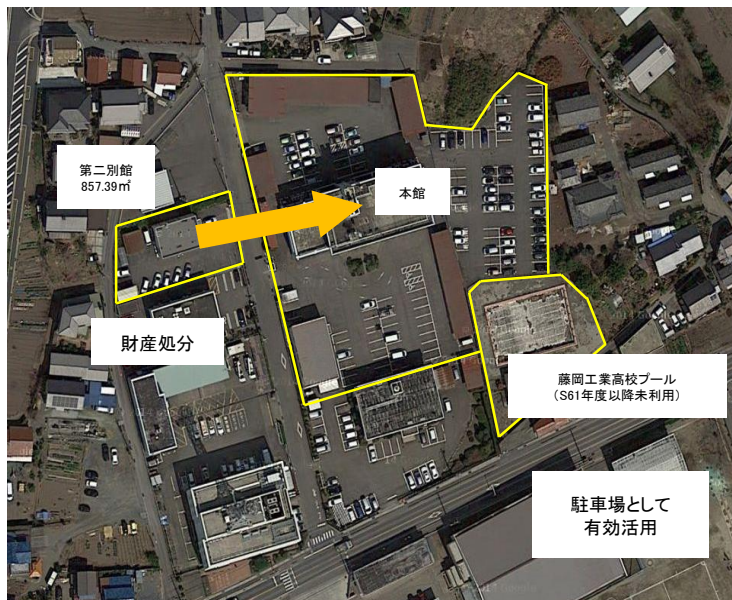
ア) 県有施設最適化事業

①基本的な考え方

- i 県有施設の保有総量縮減及び有効活用のため、施設機能の集約化を行う
- ii 集約化にあたっては、全庁的な視点、中長期的な視点に基づき、県有施設の利活用最適化を目指す
- iii 平成25年度から実施してきた資産アセスメントの結果や、個別施設が抱える課題を踏まえて実施する。
- iv 事業実施にあたっては、集約化により生み出された余剰地の売却収入を活用していく

②事業実績

【藤岡合同庁舎 第二別館 (H28) <施設内集約>】



事業概要

- ・第二別館の機能（農業指導センター）を本館などへ集約

実施状況

- ・平成28年度に集約作業完了
- ・平成29年度に別館の解体完了
- ・敷地跡地の売却を実施中

【渋川合同庁舎 別館 (H28) <施設内集約>】



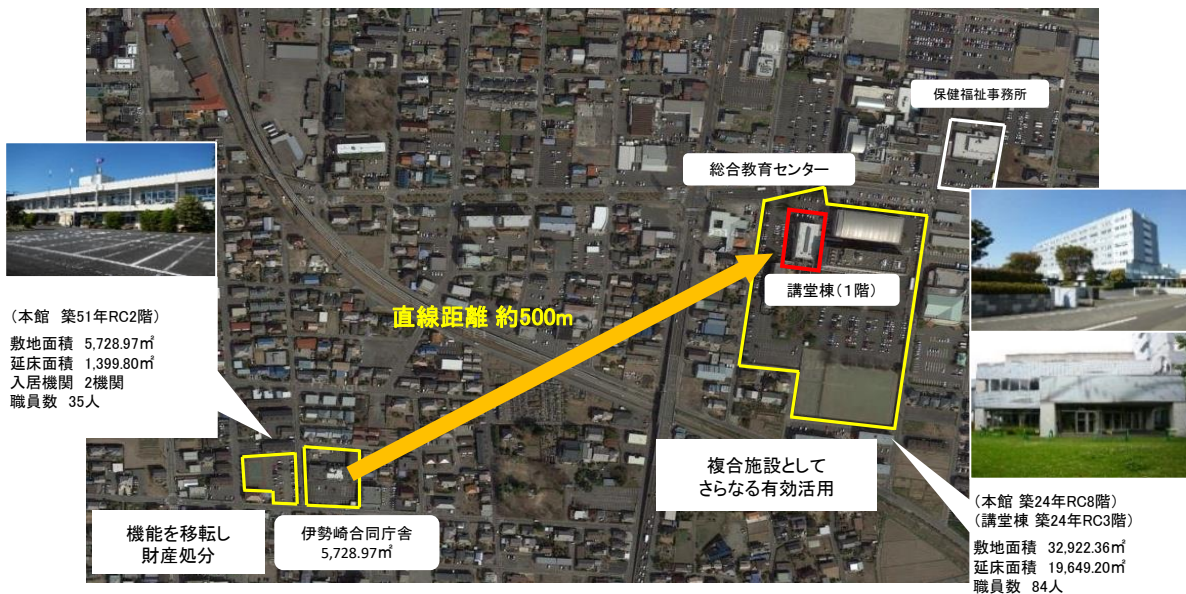
事業概要

- ・別館の機能（書庫・倉庫）を本館へ集約
- ・吾妻川駐車場を別館敷地へ集約

実施状況

- ・平成28年度に集約作業完了
- ・平成29年度より吾妻川駐車場敷地を売却中

【伊勢崎合同庁舎・総合教育センター (H29) <地域内集約>】



事業概要

- ・「行政県税事務所」及び「農業指導センター」を総合教育センター（講堂棟）内へ移転

実施状況

- ・平成29年度に集約作業が完了
- ・令和元年度に旧伊勢崎合同庁舎を売却



【利根沼田振興局庁舎 職員駐車場 (H30) <施設内集約>】



事業概要

- ・「清水町駐車場敷地内の倉庫（旧保健福祉事務所庁舎）」の機能を振興局庁舎へ集約
- ・倉庫を解体し、「薄根町駐車場」の機能（職員駐車場）を清水町駐車場へ集約

実施状況

- ・平成29年度に倉庫機能の集約作業及び、倉庫の解体工事が完了
- ・現在は清水町駐車場内の舗装工事中、30年度初頭に駐車場の集約が完了
- ・令和2年度に薄根町駐車場跡地を売却

清水町駐車場  
(敷地面積: 4,534m<sup>2</sup>)

倉庫(旧沼田保健福祉事務所)  
RC造 2階建  
建築面積: 787.50m<sup>2</sup>  
延床面積: 1,170.00m<sup>2</sup>

【中部家畜保健衛生所・前橋合同庁舎 (R02) <地域内集約>】



事業概要

- ・「中部農業事務所家畜保健衛生課」の主機能を前橋合同庁舎内に移転
- ・一部設備（解剖室・焼却炉）は家畜衛生研究所との共用

実施状況

- ・令和2年度前橋合同庁舎に施設集約完了
- ・令和3年度に旧中部家畜保健衛生所を売却

## イ) 県有施設長寿命化

〈平成24～28年度〉

主要棟の規模が概ね1,000㎡以上である75施設を「重点施設」と位置づけ、うち73施設について、望ましい予防保全の時期や費用を具体的に示した「長期保全計画」を策定しました。

〈平成26～29年度〉

長期保全計画を活用して、平成26年度から平成29年度までに、約19.6億円の長寿命化工事を実施しました。

(内訳)H26:1億円、H27:3億円、H28:3億円、H29:12.6億円

## ウ) 未利用地の利活用及び処分

群馬県では未利用地について、県による再利用、国又は地元市町村による有効利用の見込みのないものについては、民間への売却を行っています。

売払いにあたっては、通常の一般競争入札及び随意契約のほか、インターネットによる入札や、不動産業者の媒介制度等も活用してさらなる売却の促進を図っています。

## 【未利用地等の売却実績】

年度	売却件数	売却面積 (㎡)	売却価格 (千円)
平成20年度	10	59,355	1,560,376
平成21年度	14	105,367	808,565
平成22年度	14	6,929	449,897
平成23年度	5	2,569	121,556
平成24年度	12	123,937	1,060,554
平成25年度	8	4,246	124,458
平成26年度	8	3,114	114,556
平成27年度	7	1,462	59,030
平成28年度	3	1,844	74,442
平成29年度	13	20,793	1,112,754
平成30年度	6	56,935	767,861
令和元年度	11	35,954	810,653
令和2年度	7	9,466	268,478
合計	118	431,971	7,333,180

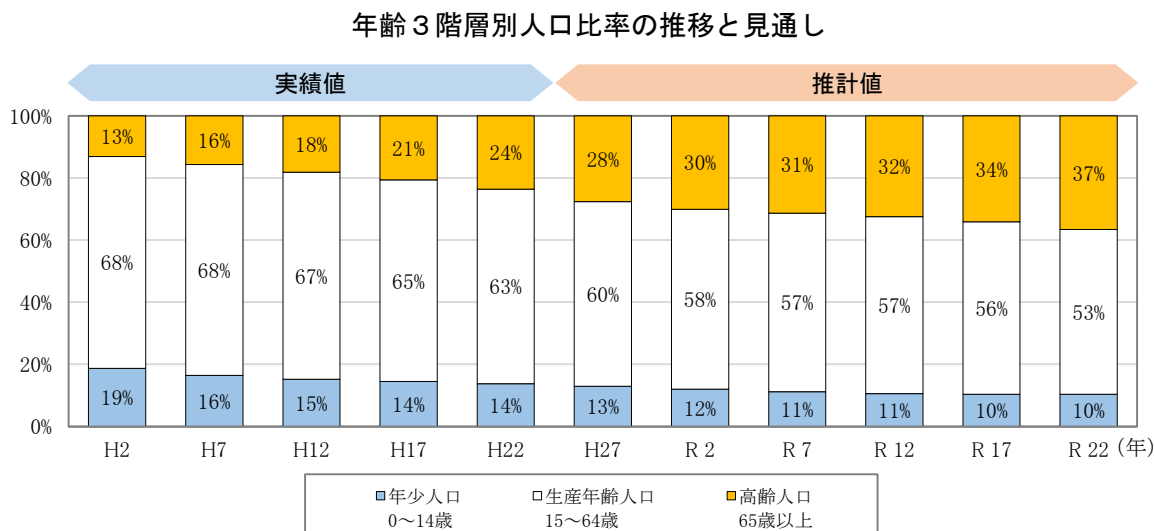
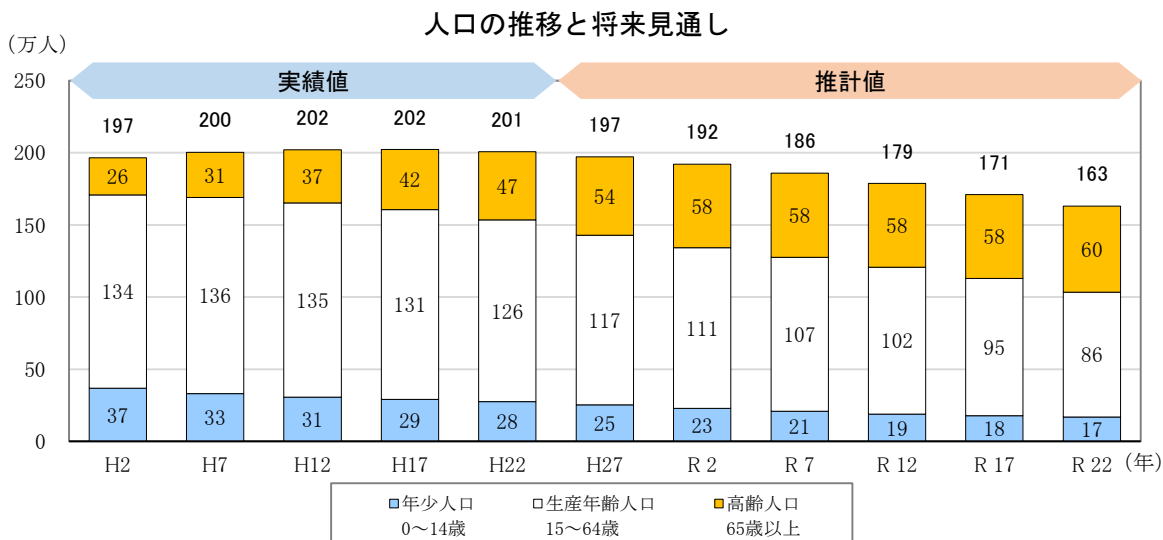
## 2 人口の推移・推計

### (1) 総人口の推移と将来見通し

本県の人口は減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（中位推計）によると、令和22年には基準年の平成22年と比較して約38万人（約19%）の人口が減少すると予測されています。今後、現状の公共施設等がそのまま維持されれば、将来は人口に比べて数量や規模が過剰な状態になることが見込まれます。

### (2) 年齢3階層別人口比率の推移と見通し

少子高齢化の進行により人口構成にも大きな変動が見られます。本県の年齢3階層別人口比率は、高齢人口比率が増加傾向、年少人口比率が減少傾向にあります。今後もその傾向が一層顕著になり、令和2年には高齢人口比率が30%を越え、令和22年には生産年齢人口比率が53%まで減少するものと推計されています。このため、公共施設等の利用ニーズが大きく変化していくと予想されます。



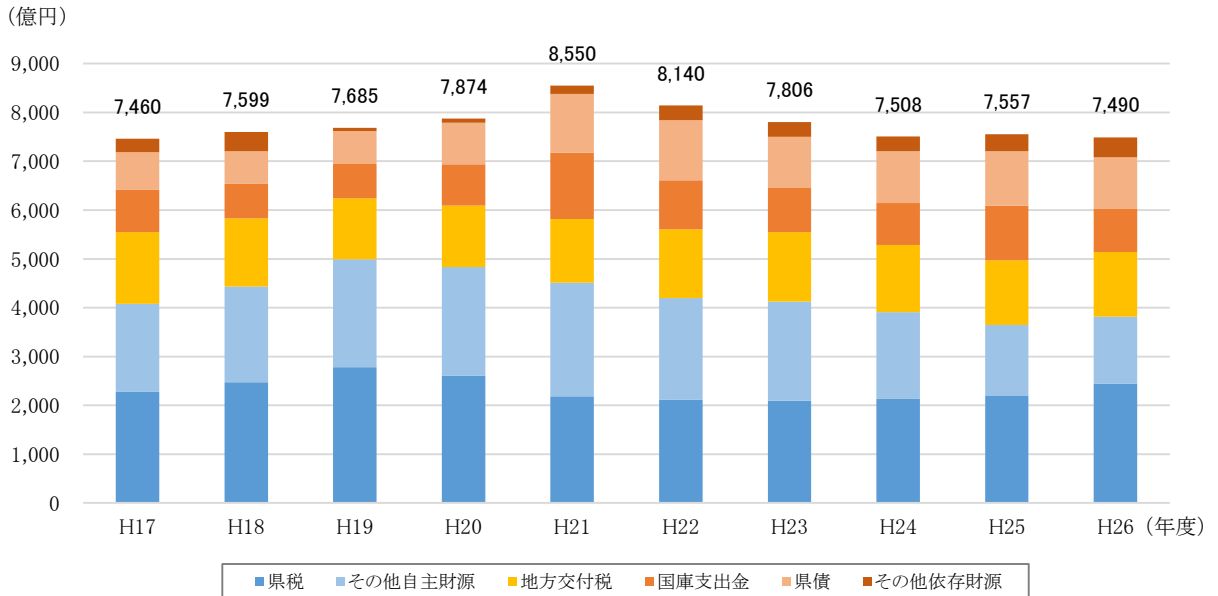
データ出典：国勢調査結果（総務省統計局）及び「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

### 3 財政に係る状況

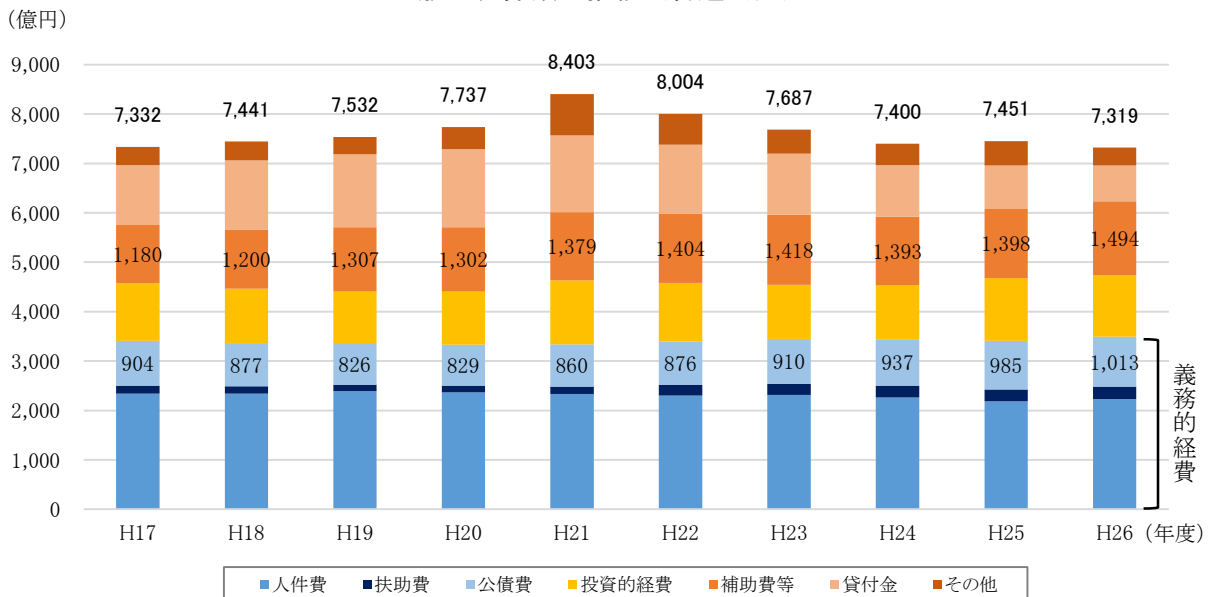
本県財政は、歳入総額が伸び悩む一方で、義務的経費である公債費や、社会保障関連費が大きなウェイトを占める補助費等が増加傾向にあります。

このため、今後、公共施設等の維持管理・更新等に要する財源を確保することがますます厳しくなっていくことが予想されます。

歳入決算額の推移（普通会計）



歳出決算額の推移（普通会計）



データ出典: 決算統計

## 4 中長期的な費用の見込み

群馬県が所有する公共建築物及びインフラ施設の今後30年間の維持管理・更新等に係る費用の見込みは以下のとおりです。

予防保全として「維持管理・修繕」「改修」「更新等」で長寿命化対策を行った時の費用は1,455,928,495千円と推計されます。事後保全のみを行った場合では1,636,993,447千円と推計されますので、予防保全型の維持管理を行うことにより、30年間で約181,064,952千円の費用縮減効果（約11%減）が見込まれます。

## 【今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み】

(千円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)
公共建築物	建物系施設	216,504,747	179,004,192	311,959,670	707,468,610	860,298,000	-152,829,390
インフラ施設	土木系施設	268,326,622	124,014,945	64,446,964	456,788,531	639,454,634	-182,666,103
	公営企業施設	56,736,955	78,708,506	156,225,893	291,671,354	137,240,813	154,430,541
	小計	325,063,577	202,723,451	220,672,857	748,459,885	776,695,447	-28,235,562
合計		541,568,324	381,727,643	532,632,527	1,455,928,495	1,636,993,447	-181,064,952

## 5 公共施設等に関する課題

### (1) 公共施設等の一斉老朽化への対応

本県が所有又は管理する公共施設等は、高度経済成長期以降、急速に整備を進めた結果、一斉に老朽化しつつあり、近い将来、大規模改修や更新の需要が集中的に増大すると見込まれます。老朽化施設の増大は、真に必要な公共施設等の新設だけでなく、既存施設の適切な維持管理・更新に支障を来す恐れがあります。また、重大な事故や致命的な損傷等の発生リスクが高まると予想されることから、老朽化問題への適切な対応が社会的に求められています。

本県では、公共施設等の実態を把握するための調査や点検・診断を行い、施設特性に応じた効率的・効果的な老朽化対策の取組を始めていますが、今後は全ての公共施設等の状況を把握しながら、全庁的・長期的な視点に立って戦略的な維持管理・更新等を推進する必要があります。

### (2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

本県では、今後、本格化する人口減少社会を見据えた総合的な対策を推進することとしていますが、公共施設等については、人口減少・少子高齢化のさらなる進展に伴い、全体として利用者数の減少や利用ニーズの変化が予想され、十分に利用されない施設や質的な改善を必要とする施設が増加することが見込まれます。また、人口構造の変化に伴い、都市や地域の構造も変化していくことが予想されます。

こうした変化に対応するためには、県民生活や経済活動、地域社会を支える機能の維持・向上に配慮しながら、公共施設等の機能やあり方の見直しを行い、より効率的・効果的にその役割を果たしていくことが求められます。

さらには、時代とともに高まる安全・安心への要求や環境負荷の低減等の新たな社会ニーズにも対応する必要があります。

### (3) 限られた財源による対応とコストの平準化

今後、公共施設等に係る維持管理・更新費用が著しく増加することが予想されることから、更新等にあたっては、その機能や役割を再確認した上で、持続可能で最適な規模となるよう十分な検討を行う必要があります。

また、公共施設等の維持管理にあたっては、緊急性の高い施設の保全を優先的に進めたり、損傷が明らかになってから大規模な改修や更新等を行う従来の「事後保全型（対症療法型）」の維持管理から、点検・診断結果に基づき計画的な保全を行う「予防保全型」の維持管理に転換することにより、長寿命化を図りながら、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、さらには継続的な予算措置を行うためのコストの平準化を図る必要があります。

公共施設等の維持管理・更新には一定の投資を要することが見込まれるため、こうした財政負担の軽減に資する方策と同時に民間資金も含めた新たな財源確保のための工夫や調整も必要となります。

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

人口減少・少子高齢化のさらなる進行に伴い、これまでの人口構造を前提に整備・蓄積されてきた公共施設等の量や質の見直しが必要となります。

公共施設等の老朽化は、人口問題と財政問題という大きな制約条件の中で、解決していかなければならない問題となっていますが、県民生活や経済活動の安全・安心を確保し、必要なサービスや機能を持続的に提供していくためには、公共性・公益性に配慮しつつ、経営的な視点に立って、公共施設等の必要性や配置・規模等を十分に検討した上で、適切な対応策を講じていくことが必要となります。

このため、本県では、次のとおり、公共施設等のマネジメントを推進し、持続可能で安定的な財政運営を目指します。

#### 【公共施設等マネジメントの推進】

公共施設等を自治体経営における重要な資源として最大限有効に活用するとともに、効率的・効果的な維持管理・更新を実施するための総合的マネジメントを推進します。

公共施設等全体の量、質、コストの最適化を図り、時代の変化に対応した質の高いサービスを提供します。

#### (2) 基本的な視点

公共施設等のマネジメントは、次の3つの視点を基に進めることとします。

#### 【視点1】持続可能な資産経営

厳しい財政状況にあっても必要なサービスや機能を提供していくため、限られた財源と資産を最大限に有効活用する「資産経営」の観点から、公共建築物については、ファシリティマネジメントを推進し、量・質・コスト、サービスの最適化を図ります。また、インフラ施設については、施設特性に応じた効率的・効果的な維持管理を推進し、長寿命化を図ります。これらの取組を通じて、公共施設等の維持管理・更新・運営等に係る費用対効果の最大化や費用の平準化、全体の最適化を図ります。

#### 【視点2】安全・安心の確保

公共施設等は、県民や利用者等の安全・安心を確保した上で、必要なサービスや機能を提供し続けることが大前提であることから、防災・耐震性能等の向上を図るとともに、修繕等の必要な対策を適切な時期に実施できるよう、点検・診断・修繕の履歴を蓄積し、次の点検・診断・修繕等に活用するメンテナンスサイクルを構築します。

#### 【視点3】多様な主体との連携・協働

限られた財源と人材で、公共施設等の老朽化問題に対応していくためには、多様な主体との連携を図ることが重要となります。このため、日頃から情報収集・発信を積極的に行い、県民、民間事業者、国、市町村、大学等と施設情報を共有するなど、多様な主体の知恵と工夫を活用することにより、対応策の幅を広げながら、効率的・効果的な維持管理・更新、サービス提供のあり方等を検討していきます。

## 2 取組の推進方向

公共施設等のマネジメントは、次の3つの項目を推進方向として掲げ、施設特性等を考慮の上、具体的な取組を進めていきます。

### 【推進方向1】施設総量の適正化

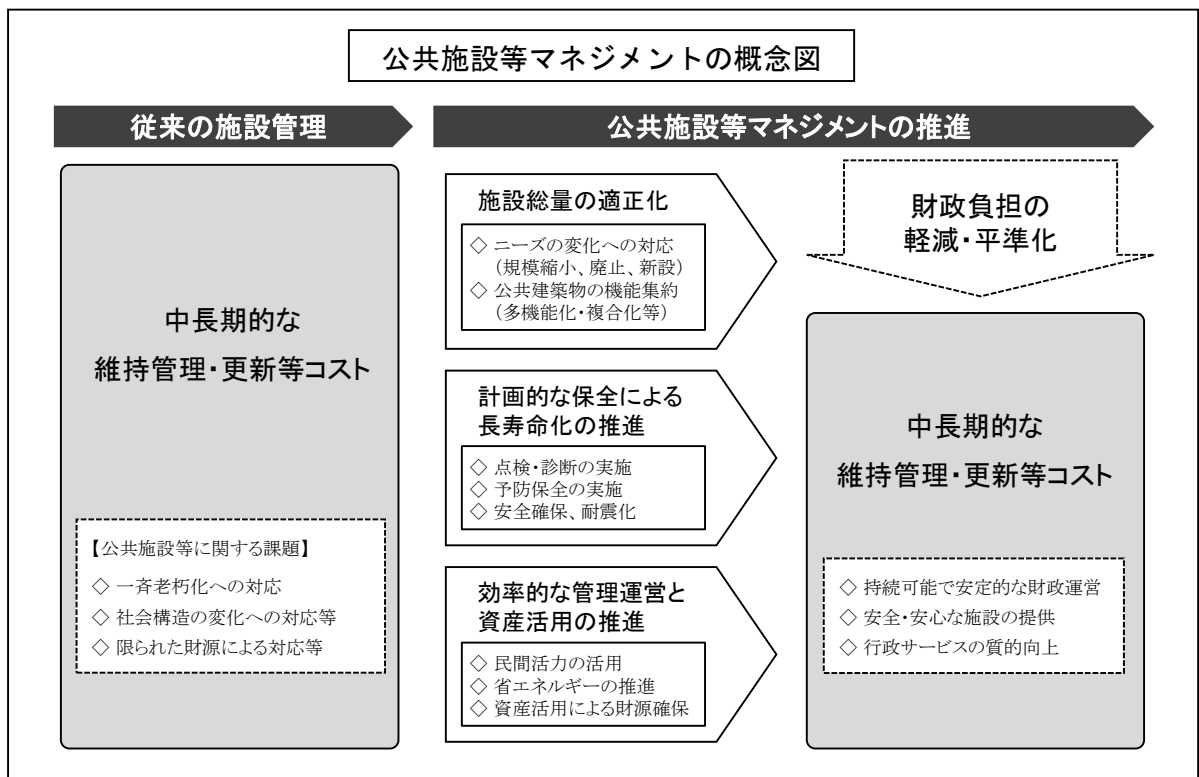
人口動態や社会経済情勢等を踏まえ、公共施設等の適切な規模・サービス水準を検討するとともに、公共建築物の機能集約の推進など、総量の適正化に取り組みます。

### 【推進方向2】計画的な保全による長寿命化の推進

点検・診断に基づく予防保全型の維持管理を導入し、安全性を確保するとともに、公共施設等の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化に取り組みます。

### 【推進方向3】効率的な管理運営と資産活用の推進

民間活力を積極的に活用するなど、公共施設等の効率的・効果的な管理運営に取り組むとともに、資産活用による新たな財源の確保を図ります。





## 3 取組方針

## 施設総量の適正化

## (1) 総量適正化の推進方針

中長期的な観点から、人口動態や社会情勢等による個々の施設の需要見込みを踏まえ、規模縮小が可能な施設や必要性が薄れた施設については統合・廃止等を行い、必要な施設については新設・更新を行うなど、公共施設等の適切な規模・サービス水準等を検討するとともに、公共建築物の機能集約等を推進するなど、施設総量の適正化を図ります。

## 【主な取組内容】

## □ ニーズの変化への対応

公共施設等の防災機能を十分に考慮しつつ、人口動態や社会情勢等による個々の施設の需要見込みを踏まえ、既存計画の見直しや規模の縮小、必要がなくなった施設の廃止・解体を検討します。また、県民生活や経済活動等を支える基盤として、新規投資（量的拡大）が必要な施設については、建設後の維持管理を含むトータルコストを考慮し、長期にわたり維持管理しやすい施設となるよう経済的合理性を追求します。

## □ 公共建築物の機能集約等の推進（コンパクト化）

## ①資産アセスメントの実施

既存施設の財務・品質・供給に関する評価項目・指標を設定し、個々の施設の状況を横断的・相対的に評価する「資産アセスメント」を実施します。既存施設の建物性能や利用状況等を踏まえ、利活用の最適化の観点から、施設特性に応じた見直しの方向性を検討し、施設総量の適正化に取り組みます。

## ②多機能化・複合化等の推進

他施設との統合や近隣施設の機能集約等を推進し、既存施設の多機能化・複合化による適正な施設量・コストによるサービス提供に取り組み、トータルコストの縮減とサービスの維持・向上を図ります。

地域に分散する単独庁舎や老朽化により物理的機能が低下した施設については、近隣施設の活用を十分に検討することとし、建築物の収容能力等から他施設の活用が困難な場合は、国・市町村施設、民間施設の活用を検討するなど、県有施設にこだわらず柔軟な施設利用に取り組みます。また、既存施設の更新を計画する場合は、国・市町村施設等も含めて、全庁横断的に多機能化・複合化を検討します。

## ③施設のあり方等との一体的な検討

「これまでどおりの施設や機能ありき」ではなく、将来的な展望の下に立った今後の施設のあり方を含めて一体的な検討を行います。また、老朽化により物理的機能が低下した施設については、将来的な維持管理・更新費用に関する課題等を考慮した上で、各施設におけるサービス水準やあり方等の検討を行い、長期的な視点から最も効率的・効果的なサービスの提供方法を検討します。

## ④実施計画等の策定

既存施設の機能集約を推進するため、施設用途や集約・再配置圏域単位等で中長期的な利活用の方向性を検討・整理し、実施可能なものから実施計画等を策定します。

## 計画的な保全による長寿命化の推進

### (2) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の長寿命化を推進するにあたって、点検は基本的な保全措置であり、施設特性に応じて、適切な点検を実施し、劣化・損傷の程度等の把握に努めます。

劣化・損傷が進行する可能性や個々の施設に与える影響等について診断・評価を行い、施設間における対策の優先度を判断します。また、点検・診断の結果は、保全・点検情報として蓄積し、保全計画の作成や老朽化対策等に活用します。

#### 【主な取組内容】

##### □ 点検等の着実な実施

点検基準に従い、施設管理者（必要に応じて技術職員）による定期的な点検を着実に実施していきます。経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における対策の優先度を判断します。

##### □ 点検基準の整備

整備済み基準類の見直しも含め、施設特性等を踏まえた点検・診断の基準を整備し、健全性を適切に把握する仕組みを構築します。

##### □ 不足情報の収集・整備と活用

建設年次が古い施設においては、台帳への情報記載が不十分なものや台帳そのものが存在しないものもあるため、不足する情報の収集に努めるとともに、新たな情報が効率的に活用できるよう、データベース化等による情報整理を進めます。

##### □ 点検・診断に必要な人材確保・技術者の育成

点検・診断のための知識や技術を習得した人材の確保・育成を図るため、職員向けの技術研修を実施するとともに、地元の建設産業（建設業、測量設計業）の点検・診断技術力向上のための講習会の開催や、若手技術者及び学生の興味を喚起する広報啓発等について、産・学・官が連携し双方向での対策を実施します。

##### □ 新技術の活用

点検・診断時には、施設特性に応じて、非破壊検査技術や情報通信技術（ICT）などの新技術を活用し、点検・診断技術の高度化・効率化に取り組みます。

### (3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な保全を推進するため、施設台帳の整備を進めるとともに、施設特性に応じて、予防保全、事後保全等の手法を適切に使い分け、対策の優先度に基づき長期保全計画や維持管理計画の作成、長寿命化計画の策定を行います。これらの計画に基づく保全措置により、従来の平均的な更新周期を延伸することで中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を目指します。

また、老朽化状況のほか、果たしている役割、機能、利用状況等を踏まえ、更新等が必要と判断される施設については、施設特性に応じて、民間資金等を活用した整備手法も検討するなど、効率的・効果的な更新を進めます。

【主な取組内容】

□ 予防保全の実施

日常の維持管理にあたっては、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測し、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、予防保全による性能等の保持・回復を図ります。

□ 長期保全計画の作成

計画的な保全を実施する必要がある施設については、劣化調査等の結果を踏まえ、一定の性能水準を維持するための長期保全計画を作成します。

□ 長寿命化計画の策定

最も効率的・効果的な施設群の単位（分野別・類型別）で長寿命化計画を策定し、計画的な保全を推進します。計画の実施にあたっては、重要性・緊急性を判断して優先度や実施時期を決めるとともに、トータルコストが最小になるよう様々な材料・工法を比較して最適な方法を選択した上で、必要に応じて効果を検証し計画の見直しを行います。

□ ニーズの変化への対応

更新等の機会には、その施設の役割や機能を再確認し、その時点で要求される機能・サービス水準での更新や多機能化・複合化、転用、廃止・撤去等を検討します。

□ ユニバーサルデザイン化の推進

改修及び更新にあたっては、ユニバーサルデザイン(※8)化の考え方にに基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者にとって利用しやすい施設づくりを推進します。

□ 民間活力の活用

更新等に際しては、民間のノウハウ、資金等を活用することが、サービスの充実・向上、更新費用や管理運営経費の縮減などの観点から、有効な場合も考えられることから、PPP(※9)・PFI(※10)をはじめ、その他民間と連携する方法も選択肢の一つとして検討します。

□ 脱炭素化の推進方針

更新等に際しては、「群馬県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(4) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保を図るため、点検・診断等により危険性が認められる施設については、緊急性や重要性を勘案して、必要な工事等を実施します。

高度な危険性が認められた施設や老朽化等により供用廃止された施設で、今後も利用見込みのない施設については、防災・治安上の観点から速やかな解体撤去に努めます。

【主な取組内容】

□ 危険箇所への対処等

点検の結果等に応じて、危険箇所の除去、立入防止措置、利用者等への周知徹底を行うなど、適切な措置を迅速に行います。また、点検等により危険箇所が発見された場合は、同種・類似の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。

□ 建築物の非構造部材の安全対策

これまでは、建築物の構造体の耐震改修を優先的に実施してきましたが、今後は、非構造部材（外壁、ガラス、吊り天井等）の安全対策を順次進めていきます。

(※8) 「ユニバーサルデザイン」とは、性別・年齢・身体能力・国籍等に関わらず全ての人が利用しやすいデザインをいう。

(※9) 「PPP」とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

(※10) 「PFI」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

□ 新技術の活用

災害時など、施設管理に従事する者の安全を確保するため、必要に応じて施設の遠隔操作化、自動化を行います。

(5) 耐震化の実施方針

公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設や物資・人員の輸送施設として、重要な機能を併せ持っており、災害時において、これらの機能が十分に発揮できるよう、これまでに引き続き計画的に耐震化の措置を講じていきます。

【主な取組内容】

□ 耐震改修の推進

長期にわたり利用していく施設で必要な耐震性能が確保されていない場合は、施設用途や規模のほか、地域防災機能や緊急性等の観点から優先度を判断しながら、計画的に耐震化を推進していきます。

(6) 長寿命化の実施方針

長期にわたり利用していく公共施設等については、計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。また、大規模改修等の実施にあたっては、企画設計段階から長寿命化に必要な機能を備えた構造や設備、材料の採用を検討します。

【主な取組内容】

□ 予防保全の実施（再掲）

日常の維持管理にあたっては、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測し、予防保全による性能等の保持・回復を図ります。

□ 建築物の目標使用年数の設定

建築物の長寿命化を推進するため、施設特性に応じて、施設使用の計画期間である「目標使用年数」を設定します。長寿命化するための計画的な保全の実施や材料・工法等の適切な選択を行うことにより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ります。

□ トータルコストを考慮した大規模改修の実施

長期にわたり利用していく施設を見極めた上で、適切な時期に大規模改修を実施します。大規模改修の実施にあたっては、改修後の使用予定期間等を考慮してトータルコストが最小となるよう、様々な改修内容・工法等を比較し最適な方法で実施します。

なお、大規模改修が技術的に困難な場合や経済合理性が低いと判断される場合は、更新等も検討します。

□ 長寿命化設計基準等の整備

建設費用（初期投資）に注意を払うだけでなく、これまで以上に建設後の維持管理を含めたトータルコストを念頭に置いた設計が必要となるため、長期にわたり維持管理しやすい施設となるよう経済的合理性を追求した仕様を検討し、長寿命化のための設計方針や具体的な設計性能を整理します。

## 効率的な管理運営と資産活用の推進

### (7) 効率的な管理運営・資産活用の推進方針

指定管理者制度や管理運営業務の包括委託などの民間活力の活用、省エネルギー改修の実施など、施設特性に応じて、公共施設等の効率的・効果的な管理運営に取り組み、サービスの充実・向上を図りながら、管理運営経費を低減します。

また、公共施設等を経営資源と捉え、資産としての有効活用による新たな財源の確保を図ります。

#### 【主な取組内容】

##### □ 民間活力の活用

指定管理者制度、管理運営業務の包括的な委託など、民間のノウハウ、資金等を活用した業務の効率化と施設管理手法の改善について検討し、サービスや施設機能の質的向上を図りながら、管理運営経費を低減します。

##### □ 省エネルギーの推進

光熱水費の節減や環境対策のため、保全計画等と連携しながら、効率性の高い環境性能に優れた設備の導入や太陽光発電などの自然エネルギーの活用を検討し、施設の省エネルギー化を推進します。また、大規模施設などの光熱水費が多額となっている施設を対象にE S C O事業の導入を検討します。

さらに、個々の施設ごとの光熱水費・使用量の実態を把握、比較検討し、効率的・効果的な運用等を行うことにより管理運営経費の低減を図ります。

##### □ 地域社会との連携

地域コミュニティの形成やまちづくりの観点から、生活に密着した施設の日常的な維持管理については、地域住民の参画を促進するとともに、これらの取組を継承していくための人材育成について、地域社会や市町村との連携を図ります。

##### □ 受益者負担の見直し

公の施設や行政財産の利用に係る使用料・手数料等については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、受益者負担の適正化の観点から、その適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行います。

##### □ 資産活用による財源確保

公共施設等への適正な投資を継続的に実施するため、新たな財源の確保について積極的に取り組みます。具体的には、未利用資産の売却・貸付のほか、施設命名権（ネーミングライツ）の売却、壁面等を提供した企業広告の募集、施設内の余剰面積等を活用した自動販売機の設置場所の貸付など、様々な手法で財源確保を図ります。

また、施設の機能集約等を行う際に生じる跡地については、地域のニーズやまちづくりに配慮しつつ、適切な処分や有効活用を進めます。

##### □ 新公会計制度の活用

固定資産台帳の整備により、施設・設備の取得価額や耐用年数等の情報を的確に把握し、サービス提供に要した総費用による施設別行政コストの分析等を通じて、効率的な管理運営や適正な受益者負担等の検討を進めていきます。

## 4 計画の推進体制・方策

### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

本計画の推進、進行管理、取組全般に係る総合調整等を行うため、全庁的な推進体制を整備するとともに、施設情報の一元化を進めます。

#### 【主な取組内容】

##### □ 全庁的な推進体制の整備

既存の庁内会議（県有財産利活用推進会議等）を活用し、全庁的な推進体制の整備を図るとともに、公共施設等のマネジメント担当部署・営繕部門の体制強化や財政部門、行革部門、施設所管部局等との連携強化を図り、本計画に基づく取組を推進します。

##### □ 情報管理の一元化

既存施設の集約や有効活用（売却等を含む）に必要な情報に関しては、所管部局が管理している土地・建物等の情報の一元化に取り組み、それらを分析・利活用するとともに、庁内外において情報共有・発信を行います。また、点検・診断や修繕履歴等の維持管理・保全業務に関する情報について、施設類型ごとに一元的に管理する体制を構築し、長寿命化の取組に活用していきます。

### (2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

本計画の取組を推進するため、職員を対象とした研修の実施や財源確保の検討などの必要な取組を行うほか、多様な主体との連携を深めながら計画の実効性を高めます。

#### 【主な取組内容】

##### □ 職員の意識啓発と技術力の向上

本計画の取組を推進するためには、職員一人一人の理解が重要であることから、研修や庁内広報等を通じて職員の意識啓発に取り組みます。また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術研修等を実施し、技術力の向上に努めます。

##### □ 計画推進のための財源確保

公共施設等の長寿命化・更新等に係る費用や老朽施設の解体費用の財源については、国庫補助金や老朽化対策を推進するために創設された地方債の活用を検討するほか、未利用資産の売却など、必要な財源の安定確保に向けて検討します。

##### □ 国・市町村との連携

既存の会議（公有財産利活用連絡会議等）を活用し、国や市町村とも情報共有を図りながら、公共施設等の老朽化対策や未利用資産の活用等を推進します。

##### □ 民間との連携

「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」（平成25年1月）に基づき、施設整備・運営の効率化やサービスのさらなる充実に向けた民間ノウハウや資金の活用について、一層の検討が進むよう取り組んでいきます。

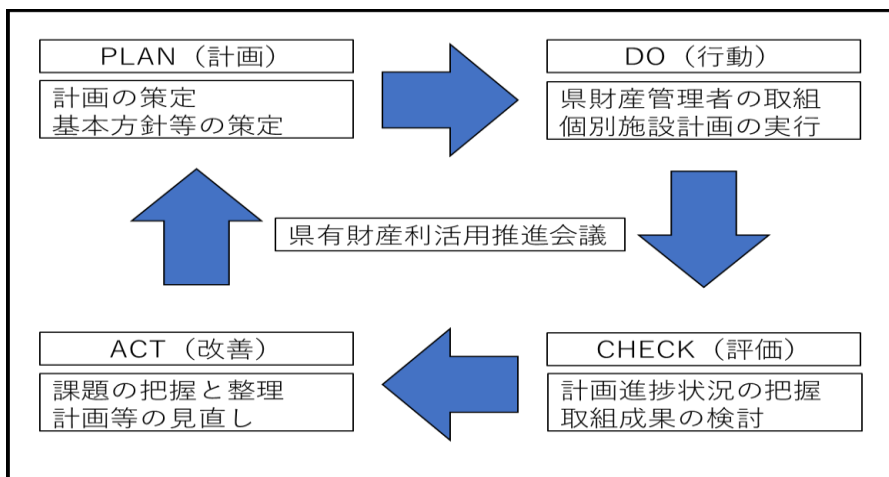
##### □ 大学等との連携

公共施設等の老朽化対策に関して専門的な知見を有する大学等との連携を図りながら、機能集約・長寿命化等の取組を推進していきます。

(3) PDCAサイクルの実施

各個別施設計画の進捗管理にあたっては、「県有財産利活用推進会議」において、各年度の保有する施設の状況や取組の進捗状況などを確認するとともに、取組方針や管理目標等と照らし毎年度評価を実施します。当該評価の結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを実施し、本計画の内容を充実させていくとともに、継続的に取組を推進します。

【PDCAサイクルのイメージ】



(4) 分野別・類型別計画 (※11) の策定

公共施設等の機能集約や長寿命化を着実に推進するため、行政サービス分野や施設類型ごとに具体的な取組方策を示す分野別・類型別計画の策定に努めます。

なお、既に同種・類似の計画を策定している施設類型については、当分の間、当該計画をもって分野別・類型別計画の策定に代えるものとし、計画改定時に必要な見直しを行います。

施設類型	既存計画の名称	担当課
県営住宅	県営住宅長寿命化計画	県土整備部住宅政策課
道路	舗装長寿命化計画	県土整備部道路管理課
	トンネル付属施設長寿命化計画	
	横断歩道橋長寿命化計画	
	道路照明の省エネ・長寿命化計画	
	道路施設等の維持管理計画（ロック・スノーシェッド等）	県土整備部道路整備課
橋梁長寿命化計画		
河川	河川構造物長寿命化計画	県土整備部河川課
都市公園	都市公園長寿命化計画	県土整備部都市計画課
下水道	下水道長寿命化計画	県土整備部下水環境課
土地改良施設	農業水利施設の機能保全計画	農政部農村整備課

5 計画期間における管理目標

本計画では、計画期間内に重点的に取り組むべき事項を「管理目標」として設定し、安全・安心の確保と将来負担の軽減を図ります。

なお、管理目標は、計画の進捗状況にあわせて適宜見直しを行うこととし、その際は、可能な限り定量的な目標の設定を検討していきます。

管理目標
① 適切な点検・修繕等（計画に基づく修繕、点検診断結果を踏まえた修繕等）の実施により、公共施設等の健全性を確保し、老朽化に起因する重大事故ゼロを継続します。
② 中長期的な視点から公共建築物の利活用の方向性を検討・整理し、移転、集約、廃止、解体撤去が可能なものから順次実施します。
③ 未利用資産の早期売却を行うとともに、売却等が困難な資産については、個々の資産に応じて収入確保に取り組めます。

(※11) 「分野別・類型別計画」とは、インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。記載事項については、対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用等のほか、関係省庁の技術的助言等を踏まえた内容とするともに、公共建築物については、総量適正化（機能集約、廃止等）の取組を含めた内容とする。  
 なお、同基本計画では、平成32年度までに個別施設計画を策定することを目標としている。



## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 施設類型ごとの現状と課題、方向性、取組方針等

本章では、第3章の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、安全性、経済性、重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設類型について、それぞれの特性を踏まえた管理方針を整理します。

また、本章に管理方針を掲載していない施設類型については、本計画の趣旨を踏まえ、各施設管理者において適切に管理していくこととします。

なお、本計画は、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、施設類型ごとの具体的な取組方策については、分野別・類型別計画等で定めることとなります。今後においては、本計画と分野別・類型別計画等が相互に連携・補完しながら、機能集約、長寿命化、利活用促進等の取組を推進していきます。

施設区分	施設類型
1 公共建築物(建物系施設)	(1) 庁舎等 (2) 県営住宅 (3) 県立学校 (4) 警察施設
2 インフラ施設(土木系施設)	(1) 道路 (2) 河川 (3) 砂防関係施設 (4) 都市公園 (5) 下水道 (6) 治山施設 (7) 土地改良施設 (8) 交通安全施設
3 インフラ施設(公営企業施設)	(1) 電気事業施設 (2) 工業用水道事業施設 (3) 水道事業施設 (4) 施設管理事業施設 (5) 病院事業施設

1 公共建築物（建物系施設）（1）庁舎等

対象施設	群馬県が所有・管理する行政庁舎や試験研究機関等の庁舎系施設、文化・社会教育や福祉関係施設等の県民利用施設、職員公舎等を対象とします。
現状と課題	昭和40年代から50年代にかけて整備された施設の老朽化が進んでいるほか、平成初期に整備された大規模施設の改修時期を迎え、改修・更新費用の増大が懸念されます。このため、既存施設の利活用の方向性を検討し、総量の適正化を図るとともに、効率的・効果的な利活用・保全管理を推進する必要があります。
方向性	今後策定する分野別・類型別計画等に基づき、機能集約、長寿命化等の取組を着実に実施するとともに、民間活力の効果的な活用を検討し、行政サービスの更なる質的向上と財政負担の軽減・平準化を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 全庁的・中長期的な視点から見直しの方向性を整理し、効果や効率の向上が見込めるものから移転・集約を行います。また、人口減少等によるニーズの変化や建築物の老朽化状況等を踏まえ、将来的な施設の必要性・集約化を継続的に検討し、総量適正化に取り組みます。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 建築物等の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、職員による日常点検を行うなど、施設の特성에応じて適切な点検等を行います。また、点検結果等を記録して蓄積し、老朽化対策に活かしていきます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、対策の優先度を判断し、長期保全計画等を作成します。これらの計画に基づく保全措置を実施するとともに、更新等の際は、民間活力の活用も検討しながら、中長期的な費用の縮減と平準化を目指します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等の結果により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行います。また、危険性があり今後も利用見込みのない施設については、速やかに除却等の措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 長期にわたり利用していく施設で必要な耐震性能が確保されていない場合は、施設用途や規模のほか、地域防災機能や緊急性等の観点から優先度を判断し、計画的に耐震改修を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 長期にわたり利用していく施設については、効率的・効果的な利活用を追求するとともに、点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全を実施し、長寿命化に取り組みます。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 民間活力の活用やその他様々な手法を取り入れ、行政サービスの質的向上や管理運営経費の節減に取り組むとともに、未利用資産の売却・貸付、自動販売機の設置場所の貸付、ネーミングライツなど、資産活用による収入確保対策に引き続き取り組みます。</li> </ul>

1 公共建築物（建物系施設）（2）県営住宅

対象施設	<p>群馬県が所有・管理する県営住宅を対象とします。          なお、県営住宅の附帯施設や児童遊園、集会所等の共同施設を含みます。</p>
現状と課題	<p>県営住宅については、昭和40年代後半から昭和50年代に建設された中層耐火建築物の住戸が全体の半数を占めており、今後一斉に建替時期を迎えるなど、老朽化に関する問題が深刻化しています。今後も厳しい財政状況が予想されることから、既存ストックを有効活用し、安全かつニーズにあった県営住宅の持続的な供給を推進する必要があります。</p>
方向性	<p>群馬県営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長きに亘って確保するため、修繕、改善、建替などの県営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を行っています。また、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、更新コストの削減や事業量の平準化を図るなど、より効果的な県営住宅の長寿命化を推進します。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針              群馬県営住宅長寿命化計画に示されている公営住宅供給の方針に基づき、県営住宅の統合や廃止を推進します。また、進捗状況の確認を行い、適宜必要な見直しを行うことで最適化を図ります。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針              建築物等の法定点検や簡易水道施設の検査など、必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、点検・診断等の履歴を収集・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針              群馬県営住宅長寿命化計画に基づき既存ストックを有効に活用するため、屋上防水改修や外壁改修など、早期段階で予防的な修繕を実施するとともに、修繕等の履歴を収集・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。              また、県営住宅は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて大量供給されたストックが一斉に更新時期を迎えます。その課題に対して、事業費の平準化を図るために建替時期についても検討します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針              点検・診断等により県営住宅入居者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針              県営住宅の耐震化は平成25年度までに完了しています。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針              予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、群馬県営住宅長寿命化計画に基づき、主に長寿命化型改善、居住性向上型改善、福祉対応型改善及び安全確保型改善を実施し、既存ストックの改善を着実に進めます。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針              民間活力を活用して建て替えによって創出する土地の有効活用を図るとともに、未利用地等の積極的な売却・貸付などの収入確保対策に引き続き取り組みます。</li> </ul>

1 公共建築物（建物系施設）（3）県立学校

対象施設	群馬県が所有・管理する県立学校を対象とします。
現状と課題	第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて整備された学校施設が全体の約7割を占め、それらの施設が一斉に更新時期を迎えています。従来どおりの建替えによる更新では財政的な負担が大きいことから、既存施設の利活用の方向性を検討し、効率的・効果的な維持管理・更新等を推進する必要があります。
方向性	児童、生徒が安全かつ充実した学校生活を過ごせるよう、学校施設の適切な維持保全を行い、かつ効率的・効果的な継続使用実現のために、県立学校の長寿命化を推進します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針                      高校教育改革推進計画（計画期間：平成24年度～33年度）に基づき、学校規模の適正化を図ります。併せて、学校規模に見合う校舎等の集約化を検討するとともに、必要な施設については更新等を行います。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針                      建築物の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するほか、職員等による自主点検を実施するなど、各学校の特性に応じた点検を行います。また、点検結果等を記録し、劣化状況を経過観察することにより効率的かつ効果的な保全に活用します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針                      点検及び診断結果・修繕履歴等をデータ化し、蓄積したデータとともに、効率的かつ効果的な維持管理・修繕・更新を進めていきます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針                      点検・診断等により危険性が高いと判断された場合は、緊急的な修繕等を行います。特に非構造部材の安全対策については、日常の点検を重点的に行い、危険性が確認された時点で早急に対処します。</li> <li>○ 耐震化の実施方針                      県立学校は平成27年度までにすべての施設で耐震化が完了しています。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針                      学校施設の老朽度による長寿命化のための大規模改修計画を策定し、順次改修工事を進めていきます。また、今後生徒数の減少に伴う学校運営、カリキュラムの大幅な変更に対応する可変性と、省エネ（エコスクール）、暑さ対策等社会的な要求にも配慮した施設整備により、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針                      未利用地等については、売却を含めた有効活用を進めます。また、自動販売機の設置場所の貸付など収入確保対策に引き続き取り組みます。                      特定規模電気事業者との電気供給契約締結など、契約コストの見直しにより、管理運営経費の節減に引き続き取り組みます。</li> </ul>

1 公共建築物（建物系施設）（4）警察施設

対象施設	群馬県警察本部が管理する警察施設（警察庁舎、交番、駐在所、職員宿舍等）を対象とします。
現状と課題	警察活動の拠点となる庁舎等の警察施設については、築30年以上の建築物が全体の約3割ですが、10年後には約7割にまで増加することが見込まれており、今後は修繕・更新費用の増大が懸念されます。このため、施設の経年的な劣化や損傷状況を踏まえ、計画的、効率的な維持管理・更新等を実施していく必要があります。
方向性	県民の安全・安心の確保及び県民の期待と信頼に応える力強い警察を支えるため、今後策定する分野別・類型別計画に基づき、計画的な点検・診断、修繕・更新を実施することにより、必要な機能を維持しながら、トータルコストの縮減・平準化を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 県民の利便性や各警察署における治安情勢等の変化に対応した施設整備を図ります。また、利用状況や立地条件等の地域性等を踏まえた将来的な施設の必要性を整理した上で廃止や集約化を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 建築物の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、それらの結果を蓄積し、老朽化対策に活かしていきます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、対策の優先度を判断し、長期保全計画の作成、長寿命化計画（分野別・類型別計画）を策定の上、維持管理・修繕・更新等を進めていきます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検等により安全性が確保されない場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 長期にわたり利用していく建築物に必要な耐震性能が確保されていない場合は、緊急性や防災拠点としての機能性を考慮して、優先度を判断しながら耐震対策を推進します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 今後の利用見込みのほか施設の機能性や安全性について検討し、点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全を実施し、長寿命化に取り組みます。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 未利用・低利用資産の処分や自動販売機の設置場所の貸付等の収入確保対策に引き続き取り組みます。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（1）道路

対象施設	<p>群馬県が管理する国道及び県道を対象とします。          なお、トンネルや橋梁など道路と一体となってその効用を全うする施設及び、側溝や法面工などの工作物、道路標識や照明などの道路附属物として設置されているものを含みます。</p>
現状と課題	<p>橋梁をはじめとする道路施設の多くは、高度経済成長期に整備されていることから一斉に老朽化が進み、今後、維持・修繕・更新が集中し多額の費用が必要となることが懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。</p>
方向性	<p>施設別の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、計画的に点検、修繕を行い予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保及び維持管理費用の縮減と平準化を推進します。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針              道路施設は、県民生活や経済活動等を支える基盤として、多面的な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活や利便性等に支障を与えないよう適切な管理を行います。なお、道路新設に際しては、県として管理すべき意義が薄れている旧道（県管理道路）を市町村道へ移管することを原則とするなど、適正な県管理道路網の保持に努めます。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針              道路法施行規則に基づき、橋梁及びトンネルなどの重要な構造物について近接目視による定期点検を5年に1度実施し、健全性を診断します。また、職員点検や道路パトロール等の日常点検により、施設の状況把握を行い、早期に異常を発見し、重大事故の防止に努めます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針              施設別の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、予防保全型維持管理など、施設の特性に応じた維持修繕に努めます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針              点検・診断の結果、道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、通行止め等の必要な措置を講ずるとともに、早期に安全性が確保されるよう、修繕を実施します。</li> <li>○ 耐震化の実施方針              災害時の輸送ルート確保のため、緊急輸送路上の橋梁、交通量が多い橋梁や県境をまたぐ橋梁など、重要度が高い橋梁について順次耐震対策を進めます。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針              長寿命化計画を策定した、橋梁、トンネル付属施設、舗装、横断歩道橋、道路照明について、計画に基づいた予防保全型維持管理を実施します。また、関係法令の改正や点検結果等を踏まえ、適宜、既存計画の見直しを検討します。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針              道路照明のLED化等により、管理経費の低減に努めます。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（2）河川

対象施設	群馬県が管理する河川、ダム、河川に付随する水門、樋門、樋管、排水機場を対象とします。
現状と課題	群馬県が管理する河川構造物は、設置から50年以上を経過するなど耐用年数を超過している施設も多く、近い将来、更新費の増大や集中が懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。
方向性	対象施設の形式や河川の区間区分に応じて、長寿命化計画や維持管理計画に基づく点検、評価、修繕を行い、予防保全を主体とした維持管理に努め、安全性の確保及び維持管理費用の縮減・平準化を推進します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 河川構造物については、過去の出水や地形的特性を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 ダム、排水機場、堰、水門・樋門・樋管、浄化施設、除塵機は形式に応じて、堤防等は河川特性・重要度に応じて施設ごとに点検計画を定め、出水期前等の適切な時期に必要な点検を実施します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ダム、排水機場等は、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた適切かつ効果的な修繕等を行います。 堤防等は、定期点検や巡視、洪水時の点検等により状態を把握し、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕等を行います。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 定期点検や巡視、洪水時の点検等により状態を把握し、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕等を行います。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 耐震性調査を行い、優先度の高い施設から対策を行います。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期（40年間）的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（3）砂防関係施設

対象施設	群馬県が管理する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設を対象とします。
現状と課題	砂防関係施設においては、厳しい自然環境の下に置かれていることから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や更新費用の増大が懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。
方向性	定期点検により施設の健全度を把握し、適切な対策により長期的な施設の機能、性能を維持、確保します。分野別・類型別計画の策定にあたっては、トータルコスト縮減と予算平準化のため、予防保全型の維持管理計画として砂防施設の長寿命化計画を策定します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 砂防関係施設については、保全人家等、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、施設がそれぞれに必要な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 長寿命化計画に基づき計画的に点検を実施し、目視による健全度を診断します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、分野別・類型別計画に基づく計画的な保全を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により施設の機能に不足が生じ危険と判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 点検・診断等により緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を進めます。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設の分野別・類型別計画に基づき、土砂災害に対する安全性を低下させないよう予防保全型維持管理を実施します。</li> </ul>



2 インフラ施設（土木系施設）（4）都市公園

対象施設	群馬県が管理する都市公園（敷島公園、群馬の森、金山総合公園、観音山ファミリーパーク、多々良沼公園）を対象とします。
現状と課題	県立都市公園の5公園は、昭和20年代から整備が行われており、陸上競技場メインスタジアムなど、建設後20年以上経過している施設が全体の46%に達するなど、今後の更新時期を迎えるにあたり、更新費用や維持管理費用の増大が懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。
方向性	都市公園長寿命化計画に基づき、計画的に点検、修繕を行い予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保及び維持管理費用の縮減と平準化を推進するとともに、多くの県民に利用してもらえるよう管理運営を行います。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針                  県立の都市公園については、自然環境の保全、美しい景観の形成、災害時の避難場所等の防災機能、多様な余暇活動や健康増進活動の場、観光拠点としての役割など、幅広い機能を有しているため、5公園を適切に管理します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針                  通常点検として、日常の維持管理や保守点検を指定管理者の業務として行います。また、専門家点検として5年に1度、または異常時に詳細点検や健全度判定を行い、検査台帳を作成します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針                  施設の種類・規模に応じて、管理区分（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を設定し、効率的・効果的な維持管理を行います。具体的には、劣化状況の確認・監視が可能な施設（建築物・遊具等）について指定管理者とともに日常点検や専門家点検を実施し、必要な部材の修繕等（クラック補修・塗装等）を行います。また、状態監視が行えない設備、機器で一定の稼働時間を経過した機器（ポンプ等）を分解し、点検及び修繕等を行います。予防保全が不可能な場合や効果が薄い場合、損傷しても施設的に致命的な影響を与えない機器は、不具合が生じた場合に修繕を行う事後保全型管理とします。</li> <li>○ 安全確保の実施方針                  点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針                  主要な施設の耐震化はほぼ完了していますが、残された1施設の耐震化を進めます。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針                  主要な利用系施設である遊具・建物は定期点検を主体とした状態監視保全を、それらに付随する設備は状態監視保全、時間計画保全、事後保全により長寿命化対策を行うとともに、利用者・社会ニーズの変化に対応した施設の陳腐化対策も実施します。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針                  都市公園については、引き続き、指定管理者による管理運営を行うとともに、自動販売機の設置場所の貸付、ネーミングライツ等の収入確保対策に取り組みます。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（5）下水道

対象施設	<p>群馬県が管理する流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>流域下水道事業は、昭和52年の事業着手以降順次整備が進められ、インフラ施設の中では比較的新しい施設ですが、今後の老朽化の進行に伴い維持管理・更新等に要する費用の増加が懸念されます。特に、機械・電気設備は、管渠や建築・土木構造物と比べ耐用年数が短期であり、劣悪環境とも相まって早期に修繕・更新等が必要となります。</p>
方向性	<p>トータルコスト最小化の観点を踏まえた長寿命化計画を策定し、適正な維持管理と点検整備により設備の延命化を図るとともに、計画的な改築更新やコスト縮減による維持管理費用の平準化に向けた総合的なマネジメントに取り組みます。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 人口減少や原単位の減少に伴う流域下水道に流入する計画汚水量の減少が予想されるため、市町村との情報共有により将来の流入量に見合った施設整備を図るとともに、県民の生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 下水道維持管理指針（日本下水道協会）等に基づく定期的な点検・調査の実施により設備状態（健全度）を把握し、予防保全の観点から計画的な維持管理を行います。また、定期的な管渠内の調査を実施し、劣化や損傷状態を把握し適正な維持管理を行います。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 道路陥没やマンホール蓋に起因する事故防止のため、管渠パトロールや管渠内カメラ点検により施設状況を把握し、被害が想定される場合には、緊急的な補修工事を実施します。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 耐震診断により補強が必要となった処理施設の躯体について、機械や電気設備の更新計画に合わせて耐震対策を実施します。また、幹線管渠において継ぎ手補強等を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き」に基づき、管路施設・処理施設・ポンプ施設の長寿命化計画の策定を進め、計画的な修繕及び改築更新を実施します。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 既に、運転管理については、経営効率化を目的に包括民間委託を導入しています。また、地方公営企業法の適用による公営企業会計への移行について検討を行います。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（6）治山施設

対象施設	群馬県が管理する治山施設を対象とします。
現状と課題	治山施設は、自然条件の厳しい箇所に整備されているものが多く、経年劣化やその他様々な要因により、施設の劣化・損傷等が生じるおそれがあります。このため、機能強化を含めた適切な維持管理が必要となっています。
方向性	地球温暖化に伴う気候変動等による山地災害の発生が懸念されることから、効率的な施設の点検・診断等を行い、その結果に基づき適切な修繕・更新等を実施するメンテナンスサイクルの構築に向けた取り組みを進めていきます。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 治山施設については、その場所で複数の目的をもった防災施設として設置されていることから、統合することが困難な施設となっています。ただし、施設が損傷し、設置時に存在した保全対象が消失し、修繕を行わなくても森林が適切に維持される場合には、廃止を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 治山施設の有する機能や施設周辺の森林状況を考慮した巡視・点検・診断等を実施していくとともに、異常豪雨等の後には、必要に応じて巡視・点検等を行い、健全度の把握を進めます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を踏まえ、分野別・類型別計画（長寿命化計画）の策定を行い、健全度の把握を進めます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、人家・公共施設などの保全対象に被害を及ぼすと判断された場合には、緊急的な修繕等の必要な対策を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 分野別・類型別計画（長寿命化計画）を策定し、治山施設の予防保全型維持管理を実施します。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（7）土地改良施設

対象施設	<p>群馬県が管理する農業水利施設（頭首工）及び地すべり防止施設のほか、本県の管理ではないものの、補修・更新等による一定の財政負担が見込まれる農業水利施設（農業用ダム・ため池、調整池、水路等）及び農道を対象とします。</p>
現状と課題	<p>農業水利施設をはじめとする土地改良施設の多くは、戦後から高度経済成長期にかけて県営事業等で建設され、土地改良区等により管理されており、基幹的農業水利施設では、地元要望及び施設管理者との協議により、本県で補修、補強等を行っています。</p> <p>また、施設の老朽化が進むなか、漏水等の突発的な事故による農業用水の安定供給や下流域への二次的被害の発生が危惧されています。このため、施設状況に応じた適正な維持管理、トータルコストを抑えた適時・適切な保全対策が必要とされています。</p>
方向性	<p>施設管理者による施設特性に応じた適正な日常点検・施設監視等を通じて、劣化・損傷の程度により施設機能の診断、調査を実施し、保全対策計画の策定や見直しを図ります。</p> <p>また、施設管理者と連携して、保全対策計画に基づく、トータルコストの低減による適時・適切な保全対策工事を実施し、施設の長寿命化を図ります</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 ため池では、施設の利用状況や営農への影響を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 農業水利施設において、施設管理者（土地改良区等）が日常点検、機能保全計画に基づく施設監視を実施するとともに、他の施設では、施設特性に応じた適切な点検・監視の方法等を検討し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、点検結果や診断結果のデータベース化を進めます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 農業水利施設は、施設ごとの機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施します。また、他の施設では点検・診断結果等を反映した、分野別・類型別計画に基づく計画的な保全対策を実施していきます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 施設管理者等の点検、監視により著しい変状が確認された場合には、施設の診断、調査により対策時期、対策工法など分野別・類型別計画の見直しを行い、適時・適切な保全対策を実施し、安全性の確保に努めます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 一定規模以上の農業用ダム・ため池等では、大規模な自然災害発生時の二次的被害を未然に防止するため、耐震化の必要性に係る調査、解析を進めます。対策が必要とされた施設は、耐震化に向けた耐震化対策計画を策定し、対策を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 機能保全計画を策定した調整池、水路などの農業水利施設は、補修、補強等による適時・適切な保全対策工事を実施します。他の施設では、分野別・類型別計画を策定するとともに、計画的な保全対策を実施します。</li> </ul>

2 インフラ施設（土木系施設）（8）交通安全施設

対象施設	群馬県公安委員会が管理する交通信号機、大型道路標識等の交通安全施設を対象とします。
現状と課題	交通信号機をはじめとした交通安全施設は、昭和41年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行ってまいりましたが、現在、大量更新期を迎えており、維持管理・更新費用の増大が懸念されています。このため、施設の経年的な劣化や損傷状況を踏まえて、計画的・効率的な維持管理・更新等を実施していく必要があります。
方向性	交通安全施設の更新基準や点検結果を踏まえた上で総合的に判断し、必要な維持管理・更新等を実施することにより、更新対象ストックの適切な管理に努めるとともに、トータルコストの縮減・平準化を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 交通安全施設の設置に際しては、真に必要な性の高い場所を的確に選定し、既存施設については、必要性を再検討した上で移設や撤去を推進するなど、交通の安全性を損なうことのないよう適正なストック管理に努めます。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 交通安全施設の保守業務委託や職員による点検や巡視等を通じ、異常の早期発見に努めます。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 幹線道路等の重要交差点に設置された交通信号機について、地震に伴う停電対策として、非常用電源設備の設置を図ります。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷を把握し、計画的な修繕・改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 信号灯器のLED化や通信回線の集約化等、維持経費の低減に努めます。</li> </ul>

3 インフラ施設（公営企業施設）（1）電気事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する電気事業施設（管理総合事務所、発電事務所、発電所等）を対象とします。
現状と課題	電気事業は、水力31箇所、汽力1箇所、風力1箇所及び太陽光3箇所の計36発電所を有しており、これまで機械装置の更新や修繕等を行ってきましたが、建設後50年を経過した発電所では、水路等の土木工作物の更新時期を迎えることとなります。このため、今後は計画的な設備改修・更新を進める必要があります。
方向性	発電所の施設・設備のきめ細かな保守管理を実施するとともに、老朽化施設の改修・更新等に当たっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図り、より安全かつ効率的に県民生活や企業活動に不可欠な電力を安定供給します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、経営状況等を見極めながら適正な規模を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 電気工作物保安規程、発電所保守管理規程等に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 各施設において、定期的なオーバーホールを含む点検計画や更新計画を策定しており、これに基づいて維持管理・修繕・更新等を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 安全については最重要課題と受け止め、点検等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 ダム・発電所等の主要設備については、地震による被災により人命や社会的に重大な被害を及ぼさないよう施設の耐震化に努めます。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図ります。施設の修繕・改良工事については、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図ります。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 保守管理システムの構築を進め、より効率の高い経営を目指します。</li> </ul>

3 インフラ施設（公営企業施設）（2）工業用水道事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する工業用水道事業施設（浄水場、管路等）を対象とします。
現状と課題	工業用水道事業施設は昭和40年に渋川地区へ、昭和53年に東毛地区へ供給を開始しており、これまで適宜修繕・更新を行ってきましたが、古い施設が多くなっています。このため、今後は老朽化対策として計画的な施設の改修・更新等を進める必要があります。
方向性	老朽化施設の改修・更新等にあたっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図り、地域における工業の健全な発達に寄与する産業基盤として、低廉豊富な工業用水を安定供給します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 将来の需要やエネルギー効率に配慮した施設配置等を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 土木工作物及び電気・機械設備について、群馬県工業用水道施設保守管理規程及び群馬県企業局自家用電気工作物保安規程に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、予防的な修繕等を実施し、性能等の保持・回復を図ります。また、個々の設備の経過年数、劣化状況、故障や漏水の実績、設置又は布設状況、修繕部品の供給状況などの要素を総合的に判断し、重要性・緊急性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険性が認められる場合には、重要性や緊急性を勘案して、必要な工事等を実施します。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 耐震計画を策定し、この計画にあわせて耐震化工事を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに予算の平準化を図ります。修繕・改良工事については、維持管理のしやすさや耐久性などについても検討し、コストの縮減を図ります。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 業務の一部を民間企業に委託するなどして、効率的・効果的な管理運営を行い、サービスの維持・向上を図りながら、管理運営コストの縮減に取り組みます。</li> </ul>

3 インフラ施設（公営企業施設）（3）水道事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する水道事業施設（浄水場、水質検査センター、管路等）を対象とします。
現状と課題	水道事業施設は、県央第一水道、新田山田水道、東部地域水道、県央第二水道、水質検査センターがあり、県央第一水道は、給水開始から30年を経過したことから、平成22年度に更新・改良計画を策定し、整備を進めています。また、他の施設についても、老朽化対策として計画的な改修・更新等を進める必要があります。
方向性	老朽化施設の改修・更新等にあたっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図るとともに、広域的な水道用水供給を行うことにより、清浄にして豊富低廉な水の供給を行います。また、時代や環境の変化に的確に対応し、強靱で持続的に安全な水道用水供給を行います。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、水需要に対応した適正規模を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 土木工作物及び電気・機械設備について、群馬県水道事務所等保守管理規程及び群馬県企業局自家用電気工作物保安規程に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、予防的な修繕等を実施し、性能等の保持・回復を図ります。また、個々の設備の経過年数、劣化状況、故障や漏水の実績、設置又は布設状況、修繕部品の供給状況などの要素を総合的に判断し、重要性・緊急性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険性が認められる場合には、重要性や緊急性を勘案して、必要な工事等を実施します。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 耐震計画を策定し、この計画に基づき耐震化工事を実施します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに予算の平準化を図ります。修繕・改良工事については、維持管理のしやすさや耐久性などについても検討し、コストの縮減を図ります。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 業務の一部を民間企業に委託するなどして、安定的、効率的な管理運営を行い、サービスの維持・向上を図りながら、管理運営コストの縮減に取り組みます。</li> </ul>



3 インフラ施設（公営企業施設）（4）施設管理事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する施設管理事業施設（ゴルフ場、格納庫、賃貸ビル、駐車場）を対象とします。
現状と課題	昭和40年代から60年代にかけて整備されてきた施設の老朽化が進んでいるほか、平成初期に整備された大規模施設の設備改修時期を迎え、修繕・更新費用の増大が懸念されます。このため、今後は計画的な修繕・改修を進める必要があります。
方向性	県営ゴルフ場のあり方を踏まえ、各ゴルフ場の状況に応じ必要な改修等を計画的に進めるほか、賃貸ビルの設備に係る修繕・改修計画を策定し適切な維持管理に努め、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図るとともに、多くの県民・団体等に利用してもらえよう事業運営を行います。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、利用状況等を見極めながら適正な規模を検討します。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針 施設の機能不全がサービス低下に直結することから、施設管理の外部委託等を通じ、法令等に基づく定期検査のほか、日常的に点検作業を行っており、これらの報告結果等を施設の維持管理に活用します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検、診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保全・回復を図る「予防保全」を推進します。また、電気・空調調和設備等については、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の供給状況などの要素を総合的に判断して修繕・改良工事を実施します。</li> <li>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針 施設管理事業の施設は、1施設を除き耐震性を確保しています。また、耐震対策が必要な1施設については、全面改修に向けた検討を開始します。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検を行うことにより、施設の長寿命化に努めます。その際、今後の利用見込みや施設の安全性について検討し、トータルコストの縮減を図りつつ長寿命化に取り組むものとします。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 指定管理者制度を導入している施設については、引き続き、適切な事業運営を実施し、利用の促進とサービスの更なる充実・向上を図ります。</li> </ul>

3 インフラ施設（公営企業施設）（5）病院事業施設

対象施設	<p>群馬県病院局が管理する病院事業施設（県立病院）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>県立病院には、経営の安定化とともに、医療提供体制の維持や医療の高度・専門化などの課題に的確に対応し、県民にとって安全で安心な高度・専門医療を継続して提供していく使命があります。病院の建物については、築後30年を経過し、建物・施設面の老朽化が進んでいるものもあるため、計画的な改修等を進める必要があります。</p>
方向性	<p>県立4病院においては、県内における各分野のセンター病院として、また、地域の拠点病院としての機能を確保するため、適切な建物・施設の維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的な整備を進めることにより施設の長寿命化に努め、医療サービスの更なる向上と財政負担の軽減を図ります。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総量適正化の推進方針                  県立病院を取り巻く環境、果たすべき役割を踏まえ、病院規模や病院機能の今後のあり方について、継続的に課題を整理し、検討していきます。</li> <li>○ 点検・診断等の実施方針                  各病院では、施設管理の外部委託により、法令等に基づく定期検査を実施するほか、日常的に点検作業を行っており、これらの結果を施設の維持管理に活用します。</li> <li>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針                  建物の劣化診断を実施し、費用対効果の観点も踏まえて効率的かつ計画的な整備を進めていきます。</li> <li>○ 安全確保の実施方針                  点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</li> <li>○ 耐震化の実施方針                  病院局が所管する病院施設の建築物は、すでに耐震性を確保している状況です。</li> <li>○ 長寿命化の実施方針                  点検・診断結果を活用し、計画的な整備を進めることにより、施設の長寿命化に努めます。その際、費用対効果等を踏まえ、費用の節減にも努めます。</li> <li>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針                  省エネルギーの推進、管理委託業務の長期継続契約等による管理経費の抑制に努めるとともに、未利用資産の処分に向けての検討、自動販売機の設置場所の貸付などの収入確保対策に引き続き取り組みます。</li> </ul>

